



投資信託説明書(目論見書)
2010.7

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド (愛称: Love Me! (ラブ・ミー!))

追加型投信 / 内外 / 資産複合

投資信託説明書(目論見書)訂正事項分

2010.12

1. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

アムンディ・ジャパン株式会社

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド (愛称: Love Me! (ラブ・ミー!))

追加型投信 / 内外 / 資産複合

投資信託説明書(交付目論見書)訂正事項分

2010.12

1. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

・投資信託説明書（交付目論見書）の訂正理由

平成22年12月15日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「アムンディ・リソナレ ディース・バランスファンド 投資信託説明書(交付目論見書)2010.7」（以下「原交付目論見書」といいます。）の記載事項のうち、下記の項目につき新たな情報に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原交付目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。下線部_____は訂正部分を示します。

原交付目論見書の「投資信託説明書（交付目論見書）の概要 ファンドの情報開示について」、「第一部 証券情報（12）その他（原交付目論見書4ページ）」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（1）申込手数料（原交付目論見書28ページ）」、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 6 手続等の概要（1）申込（販売）手続等（原交付目論見書39ページ）」および「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要（原交付目論見書42ページ）」内のお問い合わせ先の図が、以下の内容に更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

第二部 ファンド情報

5 運用状況（原交付目論見書32～38ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

(1) 投資状況

（平成22年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	6,453,096,899	99.57
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		28,115,261	0.43
合計（純資産総額）		6,481,212,160	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考>アムンディ・海外国債 マザーファンド全体の投資状況

（平成22年10月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	2,988,816,793	48.19
	イタリア	773,376,150	12.47
	フランス	729,204,587	11.76
	ドイツ	724,690,782	11.68
	イギリス	584,154,489	9.42
	カナダ	201,478,171	3.25
	小計		6,001,720,972
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		200,621,226	3.23
合計（純資産総額）		6,202,342,198	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考> アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資状況

(平成22年10月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	1,575,980,360	98.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		31,901,294	1.98
合計(純資産総額)		1,607,881,654	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成22年10月末日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・海外国債 マザーファンド	4,737,656,980	1.0437	4,944,692,591	1.0227	4,845,201,793	74.76
日本	親投資信託 受益証券	アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド	1,866,823,530	0.8717	1,627,310,072	0.8613	1,607,895,106	24.81

(注1) 全2銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

(注3) 単価は1口当たりを表示しています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考> アムンディ・海外国債 マザーファンド全体の投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成22年10月末日現在)

地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		評価額 邦貨換算 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額				
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.875%	3,930,000	108.49	4,263,742.98	107.617188	4,229,355.48	342,112,564	4.875	2012年6月30日	5.52
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.75%	3,230,000	110.9	3,582,271.87	114.140625	3,686,742.18	298,220,574	4.75	2014年5月15日	4.81
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 8.75%	2,320,000	136.14	3,158,448.00	143.140625	3,320,862.50	268,624,567	8.75	2017年5月15日	4.33
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.25%	2,780,000	108.73	3,022,694.00	111.1875	3,091,012.50	250,032,001	4.25	2013年11月15日	4.03
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 8.5%	1,920,000	143.14	2,748,300.00	149.53125	2,871,000.00	232,235,190	8.5	2020年2月15日	3.74
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL5.25	1,740,000	113.32	1,971,768.00	112.05	1,949,670.00	219,552,338	5.25	2017年8月1日	3.54
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.875%	1,730,000	107.51	1,859,923.00	107.984375	1,868,129.68	151,113,009	3.875	2013年2月15日	2.44
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.875%	1,760,000	107.44	1,890,944.00	105.96875	1,865,050.00	150,863,894	4.875	2012年2月15日	2.43
フランス	国債 証券	FRANCE GOVT O.A.T 4%	1,150,000	107.58	1,237,170.00	108.79	1,251,085.00	140,884,681	4	2014年10月25日	2.27
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 6.875%	1,210,000	128.93	1,560,143.75	141.59375	1,713,284.37	138,587,572	6.875	2025年8月15日	2.23
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB. DEUTSCH 6%	980,000	120.47	1,180,606.00	120.67	1,182,566.00	133,168,757	6	2016年6月20日	2.15
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 8.875%	1,070,000	140.76	1,506,192.18	150.15625	1,606,671.87	129,963,687	8.875	2019年2月15日	2.10

地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		評価額 邦貨換算 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額				
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 5.125%	1,320,000	112.95	1,490,940.00	119.765625	1,580,906.25	127,879,506	5.125	2016年5月15日	2.06
フランス	国債 証券	FRANCE GOVT O.A.T 5%	970,000	113	1,096,100.00	115.38	1,119,186.00	126,031,535	5	2016年10月25日	2.03
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 5.0%	1,330,000	106.71	1,419,243.00	117.078125	1,557,139.06	125,956,978	5	2037年5月15日	2.03
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.625%	1,380,000	107.76	1,487,111.72	108.234375	1,493,634.37	120,820,084	3.625	2013年5月15日	1.95
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 8%	640,000	135.48	867,126.00	142.88	914,432.00	118,025,738	8	2021年6月7日	1.90
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 5.25%	840,000	108.39	910,476.00	107.18	900,312.00	116,203,269	5.25	2012年6月7日	1.87
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL6.5%	830,000	122.46	1,016,418.00	122.47	1,016,501.00	114,468,177	6.5	2027年11月1日	1.85
ドイツ	国債 証券	BUNDESREPUB.DEUTSCH4 .75%	760,000	114.3	868,680.00	132.21	1,004,796.00	113,150,077	4.75	2040年7月4日	1.82
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL 5%	940,000	106.38	999,972.00	103.919	976,838.60	110,001,794	5	2012年2月1日	1.77
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 4.75%	770,000	101.83	784,091.00	109.113	840,170.10	108,440,754	4.75	2038年12月7日	1.75
イギリス	国債 証券	UK TREASURY 6%	640,000	118.03	755,392.00	126.843	811,795.20	104,778,406	6	2028年12月7日	1.69
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 5.125%	1,250,000	105.88	1,323,500.00	103.28125	1,291,015.62	104,430,253	5.125	2011年6月30日	1.68
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	1,200,000	107.17	1,286,062.50	107.46875	1,289,625.00	104,317,766	4	2012年11月15日	1.68
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL 6%	740,000	117.17	867,058.00	117.34	868,316.00	97,781,064	6	2031年5月1日	1.58
ドイツ	国債 証券	BUNDESOBLIGATION 4%	790,000	108	853,200.00	108.09	853,911.00	96,158,917	4	2013年10月11日	1.55
フランス	国債 証券	FRANCE GOVT O.A.T 8.5%	650,000	119.1	774,150.00	115.37	749,905.00	84,446,802	8.5	2012年12月26日	1.36
イタリア	国債 証券	BUONI POLIENNALI DEL4.25	600,000	107.29	643,760.00	106.28	637,680.00	71,809,144	4.25	2015年2月1日	1.16
アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4.625%	800,000	101.55	812,438.28	109.953125	879,625.00	71,152,866	4.625	2040年2月15日	1.15

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

<参考> アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資資産
投資有価証券の主要銘柄

(平成22年10月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	サンリオ	卸売業	22,400	790.00	17,696,000	1,716.00	38,438,400	2.39
日本	株式	ヤマハ	その他製品	36,500	1,127.73	41,162,145	987.00	36,025,500	2.24
日本	株式	パナソニック	電気機器	29,800	1,295.85	38,616,330	1,183.00	35,253,400	2.19
日本	株式	ソニー	電気機器	12,900	2,553.53	32,940,537	2,690.00	34,701,000	2.16
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	11,700	2,825.59	33,059,403	2,937.00	34,362,900	2.14
日本	株式	旭化成	化学	72,000	482.00	34,704,000	473.00	34,056,000	2.12
日本	株式	アシックス	その他製品	39,000	836.00	32,604,000	869.00	33,891,000	2.11
日本	株式	グンゼ	繊維製品	121,000	315.95	38,229,950	280.00	33,880,000	2.11
日本	株式	東芝	電気機器	83,000	428.86	35,595,380	403.00	33,449,000	2.08
日本	株式	しまむら	小売業	4,300	7,589.32	32,634,076	7,720.00	33,196,000	2.06

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
日本	株式	アサヒビール	食料品	20,400	1,774.00	36,189,600	1,625.00	33,150,000	2.06
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	12,300	3,060.00	37,638,000	2,685.00	33,025,500	2.05
日本	株式	花王	化学	16,100	2,276.78	36,656,158	2,043.00	32,892,300	2.05
日本	株式	ワコールホールディングス	繊維製品	28,000	1,147.00	32,116,000	1,173.00	32,844,000	2.04
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	4,200	6,460.00	27,132,000	7,800.00	32,760,000	2.04
日本	株式	アース製薬	化学	11,900	2,750.16	32,726,904	2,732.00	32,510,800	2.02
日本	株式	キヤノン	電気機器	8,700	4,165.00	36,235,500	3,720.00	32,364,000	2.01
日本	株式	イオンモール	不動産業	17,100	1,742.00	29,788,200	1,888.00	32,284,800	2.01
日本	株式	テレビ朝日	情報・通信業	281	137,733.31	38,703,060	113,400.00	31,865,400	1.98
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	11,000	3,420.72	37,627,920	2,859.00	31,449,000	1.96
日本	株式	キッコーマン	食料品	36,000	1,059.57	38,144,779	868.00	31,248,000	1.94
日本	株式	ライオン	化学	72,000	455.00	32,760,000	434.00	31,248,000	1.94
日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	293	129,753.45	38,017,760	106,600.00	31,233,800	1.94
日本	株式	ローソン	小売業	8,500	3,930.00	33,405,000	3,660.00	31,110,000	1.93
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	10,100	2,913.33	29,424,633	3,075.00	31,057,500	1.93
日本	株式	シャープ	電気機器	39,000	1,049.53	40,931,891	795.00	31,005,000	1.93
日本	株式	東京ドーム	サービス業	154,000	219.68	33,830,720	201.00	30,954,000	1.93
日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	28,000	1,288.15	36,068,247	1,104.00	30,912,000	1.92
日本	株式	日清食品ホールディングス	食料品	10,500	3,089.34	32,438,070	2,916.00	30,618,000	1.90
日本	株式	日本テレビ放送網	情報・通信業	2,880	11,267.38	32,450,054	10,630.00	30,614,400	1.90

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

業種別投資比率

種類	業種別	投資比率(%)
株 式	食料品	18.94
	化学	15.67
	小売業	11.47
	電気機器	10.37
	その他製品	9.90
	情報・通信業	9.47
	卸売業	4.26
	繊維製品	4.15
	輸送用機器	4.09
	サービス業	3.96
	不動産業	2.01
	陸運業	1.90
	ガラス・土石製品	1.83
合計		98.02

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり 基準価額(円)
第1特定期間末日(平成17年 9月15日)	10,830(10,910)	10,423(10,503)
第2特定期間末日(平成18年 3月15日)	15,979(16,699)	10,471(11,171)
第3特定期間末日(平成18年 9月15日)	18,283(18,545)	10,576(10,736)
第4特定期間末日(平成19年 3月15日)	17,365(18,253)	10,390(10,890)
第5特定期間末日(平成19年 9月18日)	16,065(16,112)	10,166(10,346)
第6特定期間末日(平成20年 3月17日)	13,825(13,870)	9,225(9,405)
第7特定期間末日(平成20年 9月16日)	12,659(12,701)	9,105(9,285)
第8特定期間末日(平成21年 3月16日)	10,194(10,233)	7,727(7,907)
第9特定期間末日(平成21年 9月15日)	10,071(10,109)	7,895(8,075)
第10特定期間末日(平成22年 3月15日)	8,497(8,531)	7,529(7,709)
第11特定期間末日(平成22年 9月15日)	6,959(6,989)	7,083(7,263)
平成21年 10月末	9,878	7,876
11月末	9,284	7,546
12月末	9,300	7,744
平成22年 1月末	8,799	7,511
2月末	8,445	7,376
3月末	8,504	7,687
4月末	8,354	7,770
5月末	7,628	7,273
6月末	7,349	7,125
7月末	7,271	7,160
8月末	6,998	7,025
9月末	6,910	7,131
10月末	6,481	6,862

(注) カッコ内の数字は分配金付きの金額を表しています。

分配の推移

特定期間	1万口当たり税引前分配金 (円)
第1特定期間(平成17年 3月18日～平成17年 9月15日)	80
第2特定期間(平成17年 9月16日～平成18年 3月15日)	700
第3特定期間(平成18年 3月16日～平成18年 9月15日)	160
第4特定期間(平成18年 9月16日～平成19年 3月15日)	500
第5特定期間(平成19年 3月16日～平成19年 9月18日)	180
第6特定期間(平成19年 9月19日～平成20年 3月17日)	180
第7特定期間(平成20年 3月18日～平成20年 9月16日)	180
第8特定期間(平成20年 9月17日～平成21年 3月16日)	180
第9特定期間(平成21年 3月17日～平成21年 9月15日)	180
第10特定期間(平成21年 9月16日～平成22年 3月15日)	180
第11特定期間(平成22年 3月16日～平成22年 9月15日)	180

収益率の推移

特定期間	収益率 (%)
第1特定期間(平成17年3月18日～平成17年9月15日)	5.03
第2特定期間(平成17年9月16日～平成18年3月15日)	7.18
第3特定期間(平成18年3月16日～平成18年9月15日)	2.53
第4特定期間(平成18年9月16日～平成19年3月15日)	2.97
第5特定期間(平成19年3月16日～平成19年9月18日)	0.42
第6特定期間(平成19年9月19日～平成20年3月17日)	7.49
第7特定期間(平成20年3月18日～平成20年9月16日)	0.65
第8特定期間(平成20年9月17日～平成21年3月16日)	13.16
第9特定期間(平成21年3月17日～平成21年9月15日)	4.50
第10特定期間(平成21年9月16日～平成22年3月15日)	2.36
第11特定期間(平成22年3月16日～平成22年9月15日)	3.53

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額(分配額の額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配額の額。第1特定期間の場合は当該特定期間の期首の基準価額(当初1万口当たり10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第2 財務ハイライト情報(原交付目論見書45～48ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期(平成21年9月16日から平成22年3月15日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成22年3月16日から平成22年9月15日まで)については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期(平成21年9月16日から平成22年3月15日まで)については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成22年3月16日から平成22年9月15日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成21年9月16日から平成22年3月15日まで)及び当期(平成22年3月16日から平成22年9月15日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。
- (4) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。

アムンディ・リソなレディース・バランスファンド

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成22年3月15日現在)	当期 (平成22年9月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,623,407	71,862,923
親投資信託受益証券		8,469,565,446	6,910,976,615
未収入金		-	39,200,000
未収利息		121	98
流動資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636
資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		33,858,605	29,479,286
未払解約金		14,475,132	23,478,960
未払受託者報酬		547,563	484,850
未払委託者報酬		8,213,422	7,272,708
その他未払費用		3,189,219	1,577,967
流動負債合計		60,283,941	62,293,771
負債合計		60,283,941	62,293,771
純資産の部			
元本等			
元本		11,286,201,961	9,826,428,740
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 ()		2,788,296,928	2,866,682,875
(分配準備積立金)		476,892,045	336,956,823
元本等合計		8,497,905,033	6,959,745,865
純資産合計		8,497,905,033	6,959,745,865
負債純資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		15,596	13,452
有価証券売買等損益		166,185,578	220,488,831
営業収益合計		166,169,982	220,475,379
営業費用			
受託者報酬		3,883,661	3,261,870
委託者報酬		58,254,860	48,927,926
その他費用		3,189,219	1,577,967
営業費用合計		65,327,740	53,767,763
営業損失()		231,497,722	274,243,142
経常損失()		231,497,722	274,243,142
当期純損失()		231,497,722	274,243,142
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		3,118,944	5,193,223
期首剰余金又は期首欠損金()		2,685,246,991	2,788,296,928
剰余金増加額又は欠損金減少額		354,868,037	390,246,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		354,868,037	390,246,790
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,490,569	13,103,483
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,490,569	13,103,483
分配金		216,048,627	186,479,335
期末剰余金又は期末欠損金()		2,788,296,928	2,866,682,875

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	前期	当期
		自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他		当ファンドの特定期間は平成21年9月16日から平成22年3月15日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成22年3月16日から平成22年9月15日までとなっております。

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド (愛称: Love Me! (ラブ・ミー!))

追加型投信 / 内外 / 資産複合

投資信託説明書(請求目論見書)訂正事項分

2010.12

1. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日および平成22年12月15日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

アムンディ・ジャパン株式会社

・投資信託説明書（請求目論見書）の訂正理由

平成22年12月15日に有価証券届出書の訂正届出書を提出したことに伴い、「アムンディ・リソナレデイス・バランスファンド 投資信託説明書(請求目論見書)2010.7」(以下「原請求目論見書」という。)の記載事項のうち、下記の項目につき新たな情報に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するものです。

・訂正の内容

原請求目論見書の内容が訂正事項の内容に変更されます。

原請求目論見書の「第2 手続等 1 申込（販売）手続等（原請求目論見書1ページ）」、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（原請求目論見書3ページ）」内のお問い合わせの図が、以下の内容に更新訂正されます。以下は訂正後の内容のみ記載しております。



第4 ファンドの経理状況（原請求目論見書8～27ページ）

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。


- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）については改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）については同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）及び当期（平成22年3月16日から平成22年9月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。
- (4) ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しております。


独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG レディース バランスファンドの平成21年9月16日から平成22年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・SG レディース バランスファンドの平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書


平成22年11月8日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・りそなレディース・バランスファンドの平成22年3月16日から平成22年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・りそなレディース・バランスファンドの平成22年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

アムンディ・リソなレディース・バランスファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成22年3月15日現在)	当期 (平成22年9月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		88,623,407	71,862,923
親投資信託受益証券		8,469,565,446	6,910,976,615
未収入金		-	39,200,000
未収利息		121	98
流動資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636
資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		33,858,605	29,479,286
未払解約金		14,475,132	23,478,960
未払受託者報酬		547,563	484,850
未払委託者報酬		8,213,422	7,272,708
その他未払費用		3,189,219	1,577,967
流動負債合計		60,283,941	62,293,771
負債合計		60,283,941	62,293,771
純資産の部			
元本等			
元本		11,286,201,961	9,826,428,740
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金()		2,788,296,928	2,866,682,875
(分配準備積立金)		476,892,045	336,956,823
元本等合計		8,497,905,033	6,959,745,865
純資産合計		8,497,905,033	6,959,745,865
負債純資産合計		8,558,188,974	7,022,039,636

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		15,596	13,452
有価証券売買等損益		166,185,578	220,488,831
営業収益合計		166,169,982	220,475,379
営業費用			
受託者報酬		3,883,661	3,261,870
委託者報酬		58,254,860	48,927,926
その他費用		3,189,219	1,577,967
営業費用合計		65,327,740	53,767,763
営業損失()		231,497,722	274,243,142
経常損失()		231,497,722	274,243,142
当期純損失()		231,497,722	274,243,142
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		3,118,944	5,193,223
期首剰余金又は期首欠損金()		2,685,246,991	2,788,296,928
剰余金増加額又は欠損金減少額		354,868,037	390,246,790
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		354,868,037	390,246,790
剰余金減少額又は欠損金増加額		13,490,569	13,103,483
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		13,490,569	13,103,483
分配金		216,048,627	186,479,335
期末剰余金又は期末欠損金()		2,788,296,928	2,866,682,875

(3)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	当 期 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は平成21年9月16日から平成22年3月15日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成22年3月16日から平成22年9月15日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成22年3月15日現在)	当 期 (平成22年9月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 11,286,201,961口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 9,826,428,740口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,788,296,928円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 2,866,682,875円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7529円 (10,000口当たり純資産額 7,529円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7083円 (10,000口当たり純資産額 7,083円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日			当期 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日																																																														
分配金の計算過程 (自 平成21年 9月16日 至 平成21年10月15日) 当該期末における分配対象金額 729,430,471円 (1 万口当たり575円) のうち、38,029,973円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成22年 3月16日 至 平成22年 4月15日) 当該期末における分配対象金額 564,458,575円 (1 万口当たり515円) のうち、32,877,770円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>25,831,888 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>72,369,691 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>631,228,892 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>729,430,471 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>12,676,657,971 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分 配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>575 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金 額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>38,029,973 円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等 収益額	A	25,831,888 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	72,369,691 円	分配準備積立金額	D	631,228,892 円	当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	729,430,471 円	当ファンドの期末残 存口数	F	12,676,657,971 口	1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	575 円	1万口当たり分配金 額	H	30 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	38,029,973 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>36,928,182 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>64,888,904 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>462,641,489 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>564,458,575 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>10,959,256,688 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分 配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>515 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金 額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>32,877,770 円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等 収益額	A	36,928,182 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	64,888,904 円	分配準備積立金額	D	462,641,489 円	当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	564,458,575 円	当ファンドの期末残 存口数	F	10,959,256,688 口	1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	515 円	1万口当たり分配金 額	H	30 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	32,877,770 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等 収益額	A	25,831,888 円																																																															
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円																																																															
収益調整金額	C	72,369,691 円																																																															
分配準備積立金額	D	631,228,892 円																																																															
当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	729,430,471 円																																																															
当ファンドの期末残 存口数	F	12,676,657,971 口																																																															
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	575 円																																																															
1万口当たり分配金 額	H	30 円																																																															
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	38,029,973 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等 収益額	A	36,928,182 円																																																															
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円																																																															
収益調整金額	C	64,888,904 円																																																															
分配準備積立金額	D	462,641,489 円																																																															
当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	564,458,575 円																																																															
当ファンドの期末残 存口数	F	10,959,256,688 口																																																															
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	515 円																																																															
1万口当たり分配金 額	H	30 円																																																															
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	32,877,770 円																																																															
(自 平成21年10月16日 至 平成21年11月16日) 当該期末における分配対象金額 695,910,062円 (1 万口当たり559円) のうち、37,303,364円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。			(自 平成22年 4月16日 至 平成22年 5月17日) 当該期末における分配対象金額 532,949,061円 (1 万口当たり499円) のうち、32,015,704円 (1万口 当たり30円) を分配金額としております。																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>17,715,883 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>71,396,930 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>606,797,249 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>695,910,062 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>12,434,454,830 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分 配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>559 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金 額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>37,303,364 円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等 収益額	A	17,715,883 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	71,396,930 円	分配準備積立金額	D	606,797,249 円	当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	695,910,062 円	当ファンドの期末残 存口数	F	12,434,454,830 口	1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	559 円	1万口当たり分配金 額	H	30 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	37,303,364 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>15,302,815 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>63,502,898 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>454,143,348 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>$E = A + B + C + D$</td> <td>532,949,061 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>10,671,901,547 口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分 配対象額</td> <td>$G = E / F \times 10,000$</td> <td>499 円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金 額</td> <td>H</td> <td>30 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>$I = F \times H / 10,000$</td> <td>32,015,704 円</td> </tr> </tbody> </table>			項目			費用控除後の配当等 収益額	A	15,302,815 円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円	収益調整金額	C	63,502,898 円	分配準備積立金額	D	454,143,348 円	当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	532,949,061 円	当ファンドの期末残 存口数	F	10,671,901,547 口	1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	499 円	1万口当たり分配金 額	H	30 円	収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	32,015,704 円
項目																																																																	
費用控除後の配当等 収益額	A	17,715,883 円																																																															
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円																																																															
収益調整金額	C	71,396,930 円																																																															
分配準備積立金額	D	606,797,249 円																																																															
当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	695,910,062 円																																																															
当ファンドの期末残 存口数	F	12,434,454,830 口																																																															
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	559 円																																																															
1万口当たり分配金 額	H	30 円																																																															
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	37,303,364 円																																																															
項目																																																																	
費用控除後の配当等 収益額	A	15,302,815 円																																																															
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	- 円																																																															
収益調整金額	C	63,502,898 円																																																															
分配準備積立金額	D	454,143,348 円																																																															
当ファンドの分配対 象収益額	$E = A + B + C + D$	532,949,061 円																																																															
当ファンドの期末残 存口数	F	10,671,901,547 口																																																															
1万口当たり収益分 配対象額	$G = E / F \times 10,000$	499 円																																																															
1万口当たり分配金 額	H	30 円																																																															
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	32,015,704 円																																																															

(自平成21年11月17日 至平成21年12月15日)
当該期末における分配対象金額 660,259,956円(1万口当たり542円)のうち、36,517,643円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	15,522,797円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	70,315,606円
分配準備積立金額	D	574,421,553円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	660,259,956円
当ファンドの期末残存口数	F	12,172,547,826口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	542円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	36,517,643円

(自平成21年12月16日 至平成22年1月15日)
当該期末における分配対象金額 638,577,589円(1万口当たり536円)のうち、35,710,908円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,608,990円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	69,271,601円
分配準備積立金額	D	540,696,998円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	638,577,589円
当ファンドの期末残存口数	F	11,903,636,301口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	536円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	35,710,908円

(自平成22年5月18日 至平成22年6月15日)
当該期末における分配対象金額 500,950,832円(1万口当たり481円)のうち、31,209,740円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,625,059円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	62,256,547円
分配準備積立金額	D	426,069,226円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	500,950,832円
当ファンドの期末残存口数	F	10,403,246,819口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	481円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	31,209,740円

(自平成22年6月16日 至平成22年7月15日)
当該期末における分配対象金額 477,181,454円(1万口当たり465円)のうち、30,743,658円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,451,446円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	61,635,829円
分配準備積立金額	D	401,094,179円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	477,181,454円
当ファンドの期末残存口数	F	10,247,886,333口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	465円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	30,743,658円

(自 平成22年 1月16日 至 平成22年 2月15日)
 当該期末における分配対象金額 599,441,570円 (1万口当たり519円) のうち、34,628,134円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,851,577円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	67,511,916円
分配準備積立金額	D	517,078,077円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	599,441,570円
当ファンドの期末残存口数	F	11,542,711,658口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	519円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	34,628,134円

(自 平成22年 2月16日 至 平成22年 3月15日)
 当該期末における分配対象金額 577,113,595円 (1万口当たり511円) のうち、33,858,605円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,847,119円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	66,362,945円
分配準備積立金額	D	485,903,531円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	577,113,595円
当ファンドの期末残存口数	F	11,286,201,961口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	511円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	33,858,605円

(自 平成22年 7月16日 至 平成22年 8月16日)
 当該期末における分配対象金額 450,756,002円 (1万口当たり448円) のうち、30,153,177円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	12,890,004円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	60,717,282円
分配準備積立金額	D	377,148,716円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	450,756,002円
当ファンドの期末残存口数	F	10,051,059,189口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	448円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	30,153,177円

(自 平成22年 8月17日 至 平成22年 9月15日)
 当該期末における分配対象金額 426,093,701円 (1万口当たり433円) のうち、29,479,286円 (1万口当たり30円) を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	14,886,712円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	59,657,592円
分配準備積立金額	D	351,549,397円
当ファンドの分配対象収益額	$E = A + B + C + D$	426,093,701円
当ファンドの期末残存口数	F	9,826,428,740口
1万口当たり収益分配対象額	$G = E / F \times 10,000$	433円
1万口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I = F \times H / 10,000$	29,479,286円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

期 別 項 目	前 期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	当 期 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1. 金融商品に対する取組方針	-	<p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。</p>
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	-	<p>(1) 金融商品の内容 有価証券 (その他の注記) 2. 有価証券関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>(2) 金融商品に係るリスク 有価証券 有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 価格変動リスク ・ 信用リスク ・ 流動性リスク ・ カントリーリスク ・ 為替変動リスク
3. 金融商品に関するリスク管理体制	-	<p>委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っております。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立した運用審査部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。</p> <p>市場リスクの管理 価格変動リスク及び為替変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。</p> <p>信用リスク、カントリーリスク及び流動性リスクの管理 格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に照らして組入銘柄の信用リスク、カントリーリスクを管理しております。また、市場流動性の状況を把握し、流動性リスクを管理しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

期 別 項 目	前 期		当 期	
	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日		自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日	
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	-		当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	-		<p>有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。</p>	

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日)
該当事項はありません。

当期 (自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日)
該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日)
該当事項はありません。

当期 (自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日)
該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	前 期		当 期	
	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日		自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日	
期首元本額	12,756,569,951円		期首元本額	11,286,201,961円
期中追加設定元本額	58,661,758円		期中追加設定元本額	50,038,071円
期中一部解約元本額	1,529,029,748円		期中一部解約元本額	1,509,811,292円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	前 期	
	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	
	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	8,469,565,446	180,851,591
合 計	8,469,565,446	180,851,591

	当期 自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
種 類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	24,169,665
合 計	24,169,665

3. デリバティブ取引関係

前期（自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日）

該当事項はありません。

当期（自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日）

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年9月15日現在)

種類	銘柄	口 数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	アムンディ・レディース 国内株式 マザー ファンド	1,911,680,745	1,713,439,451	
	アムンディ・海外国債 マザーファンド	4,974,671,865	5,197,537,164	
小 計	銘柄数：2		6,910,976,615	
	組入時価比率：99.3%		100%	
合 計			6,910,976,615	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド
アムンディ・海外国債 マザーファンド

当ファンドは「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」及び「アムンディ・海外国債 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成22年9月15日現在)	
		金 額	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン			8,452,238
株式			1,671,574,600
未収入金			567,592,226
未収配当金			3,077,150
未収利息			11
流動資産合計			2,250,696,225
資産合計			2,250,696,225
負債の部			
流動負債			
未払金			499,590,000
未払解約金			37,700,000
流動負債合計			537,290,000
負債合計			537,290,000
純資産の部			
元本等			
元本			1,911,680,745
剰余金			
欠損金			198,274,520
純資産合計			1,713,406,225
負債・純資産合計			2,250,696,225

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準		(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年9月15日現在)	
1. 期首	平成22年3月16日
期首元本額	2,306,459,814円
期首より平成22年9月15日までの期中追加設定元本額	- 円
期首より平成22年9月15日までの期中一部解約元本額	394,779,069円
期末元本額	1,911,680,745円
期末元本額の内訳	
アムンディ・リそなレディース・バランスファンド	1,911,680,745円
2. 元本の欠損の額	198,274,520円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.8963円
(10,000口当たり純資産額)	8,963円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表
第1 有価証券明細表
(1) 株式

(平成22年9月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
日本円	森永製菓	166,000	202.00	33,532,000	
	江崎グリコ	30,000	1,085.00	32,550,000	
	アサヒビール	20,700	1,624.00	33,616,800	
	キリンホールディングス	28,000	1,201.00	33,628,000	
	キッコーマン	36,000	955.00	34,380,000	
	味の素	40,000	836.00	33,440,000	
	キュービー	30,300	1,097.00	33,239,100	
	ハウス食品	25,000	1,327.00	33,175,000	
	カゴメ	19,800	1,668.00	33,026,400	
	日清食品ホールディングス	10,700	3,125.00	33,437,500	
	グンゼ	122,000	275.00	33,550,000	
	ワコールホールディングス	28,000	1,157.00	32,396,000	
	旭化成	73,000	449.00	32,777,000	
	花王	16,400	2,071.00	33,964,400	
	富士フイルムホールディングス	12,500	2,690.00	33,625,000	
	資生堂	17,100	1,942.00	33,208,200	
	ライオン	73,000	455.00	33,215,000	
	ファンケル	23,700	1,393.00	33,014,100	
	アース製薬	12,000	2,756.00	33,072,000	
	ユニ・チャーム	3,400	9,750.00	33,150,000	
	TOTO	56,000	596.00	33,376,000	
	東芝	84,000	406.00	34,104,000	
	パナソニック	30,400	1,102.00	33,500,800	
	シャープ	39,000	870.00	33,930,000	
	ソニー	13,100	2,596.00	34,007,600	
	キヤノン	8,800	3,835.00	33,748,000	
	トヨタ自動車	11,200	3,010.00	33,712,000	
	本田技研工業	11,900	2,944.00	35,033,600	
	アシックス	40,000	856.00	34,240,000	
	ヤマハ	37,200	935.00	34,782,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額(円)		備考
			単価	金額	
	任天堂	1,400	23,710.00	33,194,000	
	三菱鉛筆	22,000	1,538.00	33,836,000	
	コクヨ	49,100	671.00	32,946,100	
	ヤマトホールディングス	30,700	1,093.00	33,555,100	
	フジ・メディア・ホールディングス	299	110,400.00	33,009,600	
	ヤフー	1,108	30,850.00	34,181,800	
	日本テレビ放送網	2,930	11,080.00	32,464,400	
	テレビ朝日	286	114,500.00	32,747,000	
	東映	85,000	389.00	33,065,000	
	サンリオ	22,800	1,444.00	32,923,200	
	モスフードサービス	21,400	1,562.00	33,426,800	
	ローソン	8,600	3,815.00	32,809,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	16,500	1,957.00	32,290,500	
	ファミリーマート	10,800	2,999.00	32,389,200	
	しまむら	4,400	7,720.00	33,968,000	
	高島屋	50,000	658.00	32,900,000	
	ファーストリテイリング	2,800	11,960.00	33,488,000	
	イオンモール	17,400	1,936.00	33,686,400	
	オリエンタルランド	4,200	7,880.00	33,096,000	
	東京ドーム	157,000	224.00	35,168,000	
小計	銘柄数：50			1,671,574,600	
	組入時価比率：97.6%			100%	
合計				1,671,574,600	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2「アムンディ・海外国債 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成22年9月15日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		97,235,935
コール・ローン		1,832,029
国債証券		6,441,614,213
未収利息		80,050,888
前払費用		6,170,163
流動資産合計		6,626,903,228
資産合計		6,626,903,228
負債の部		
流動負債		
未払解約金		1,500,000
流動負債合計		1,500,000
負債合計		1,500,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		6,341,374,961
剰余金		
剰余金		284,028,267
純資産合計		6,625,403,228
負債・純資産合計		6,626,903,228

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項 目	期 別	自 平成22年3月16日 至 平成22年9月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法		国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準		信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 費用・収益の計上基準		有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年9月15日現在)	
1. 期首	平成22年3月16日
期首元本額	7,506,766,086円
期首より平成22年9月15日までの期中追加設定元本額	5,552,852円
期首より平成22年9月15日までの期中一部解約元本額	1,170,943,977円
期末元本額	6,341,374,961円
期末元本額の内訳	
アムンディ・リソなレディース・バランスファンド	4,974,671,865円
アムンディ・海外国債インカムファンドF (適格機関投資家専用)	495,874,162円
アムンディ・ウーマノミクス・バランス株式30 (毎月分配型)	617,785,945円
アムンディ・ウーマノミクス・バランス株式70 (積極成長型)	211,024,007円
S G 海外国債インカムファンドVA (適格機関投資家専用)	42,018,982円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0448円
(10,000口当たり純資産額)	10,448円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年9月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 3.625%	1,380,000.00	1,490,184.37	
		US TREASURY N/B 3.625%	210,000.00	227,653.12	
		US TREASURY N/B 3.875%	1,920,000.00	2,073,300.00	
		US TREASURY N/B 4.0%	1,200,000.00	1,290,375.00	
		US TREASURY N/B 4.25%	770,000.00	848,684.37	
		US TREASURY N/B 4.25%	3,120,000.00	3,458,325.00	
		US TREASURY N/B 4.25%	600,000.00	676,500.00	
		US TREASURY N/B 4.25%	700,000.00	794,062.50	
		US TREASURY N/B 4.5%	380,000.00	427,856.25	
		US TREASURY N/B 4.625%	800,000.00	919,125.00	
		US TREASURY N/B 4.75%	3,230,000.00	3,671,096.87	
		US TREASURY N/B 4.875%	2,690,000.00	2,862,328.12	
		US TREASURY N/B 4.875%	3,930,000.00	4,239,794.55	
		US TREASURY N/B 4.875%	280,000.00	329,525.00	
		US TREASURY N/B 5.0%	1,330,000.00	1,626,756.25	
		US TREASURY N/B 5.125%	1,250,000.00	1,297,656.25	
		US TREASURY N/B 5.125%	1,320,000.00	1,568,737.50	
		US TREASURY N/B 6.125%	280,000.00	381,412.50	
		US TREASURY N/B 6.875%	1,210,000.00	1,733,325.00	
		US TREASURY N/B 8.0%	110,000.00	163,934.37	
		US TREASURY N/B 8.5%	1,920,000.00	2,871,300.00	
		US TREASURY N/B 8.75%	2,320,000.00	3,302,737.50	
		US TREASURY N/B 8.875%	580,000.00	836,287.50	
		US TREASURY N/B 8.875%	1,070,000.00	1,603,495.31	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	小計	銘柄数：24	32,600,000.00	38,694,452.33	
		組入時価比率：49.7%	51.1%	(3,289,802,337)	
国債証券	カナダドル	CANADA-GOVERNMENT4.5%	650,000.00	719,998.50	
		CANADA-GOVERNMENT5.0%	50,000.00	55,624.00	
		CANADA-GOVERNMENT5.25%	890,000.00	975,466.70	
		CANADA-GOVERNMENT5.75%	300,000.00	402,924.00	
		CANADA-GOVERNMENT8.0%	400,000.00	630,708.00	
	小計	銘柄数：5	2,290,000.00	2,784,721.20	
		組入時価比率：3.5%	3.5%	(229,544,568)	
国債証券	ユーロ	BUNDES OBLIGATION 4.0%	790,000.00	863,193.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.25%	550,000.00	612,590.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.25%	600,000.00	692,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.5%	950,000.00	1,030,702.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.75%	760,000.00	1,025,544.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.0%	330,000.00	348,928.80	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.0%	230,000.00	247,629.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.5%	410,000.00	562,602.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH6.0%	980,000.00	1,197,903.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.0%	1,170,000.00	1,223,609.40	
		BUONI POLIENNALI DEL5.0%	290,000.00	303,050.00	
		BUONI POLIENNALI DEL6.0%	930,000.00	1,085,775.00	
		BUONI POLIENNALI DEL3.75%	560,000.00	587,608.00	
		BUONI POLIENNALI DEL4.25%	550,000.00	582,835.00	
		BUONI POLIENNALI DEL4.25%	600,000.00	641,700.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.25%	1,740,000.00	1,958,718.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.75%	50,000.00	57,080.00	
		BUONI POLIENNALI DEL6.5%	830,000.00	1,017,829.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 4.0%	1,150,000.00	1,264,425.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 4.0%	70,000.00	76,650.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 4.25%	890,000.00	1,007,035.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 4.75%	1,110,000.00	1,382,283.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 5.0%	970,000.00	1,132,669.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 5.0%	260,000.00	272,350.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 6.0%	450,000.00	609,840.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 6.5%	460,000.00	476,330.00	
		FRANCE GOVT O.A.T 8.5%	650,000.00	760,760.00	
	小計	銘柄数：27	18,330,000.00	21,021,799.70	
		組入時価比率：35.0%	36.0%	(2,318,073,852)	
国債証券	英ポンド	UK TREASURY 4.25%	550,000.00	566,764.00	
		UK TREASURY 4.75%	770,000.00	859,366.20	
		UK TREASURY 5.0%	370,000.00	419,084.20	
		UK TREASURY 5.25%	840,000.00	905,436.00	
		UK TREASURY 6.0%	640,000.00	823,033.60	
		UK TREASURY 6.25%	90,000.00	90,972.00	
		UK TREASURY 8.0%	640,000.00	924,736.00	
	小計	銘柄数：7	3,900,000.00	4,589,392.00	
		組入時価比率：9.1%	9.4%	(604,193,456)	
	合計			6,441,614,213	
				(6,441,614,213)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の () 内は、外貨建保有証券に係るもので、内書であります。

3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

アムンディ・リソなレディース・バランスファンド 現況 (平成22年10月末日)

純資産額計算書

資産総額	6,498,142,700円
負債総額	16,930,540円
純資産総額 (-)	6,481,212,160円
発行済数量	9,444,882,802口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	0.6862円 (6,862円)

<参考>アムンディ・海外国債 マザーファンド 現況 (平成22年10月末日)

純資産額計算書

資産総額	6,202,342,198円
負債総額	-円
純資産総額 (-)	6,202,342,198円
発行済数量	6,064,697,143口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	1.0227円 (10,227円)

<参考>アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド 現況 (平成22年10月末日)

純資産額計算書

資産総額	1,607,881,654円
負債総額	-円
純資産総額 (-)	1,607,881,654円
発行済数量	1,866,823,530口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産額)	0.8613円 (8,613円)

第5 設定及び解約の実績 (原請求目論見書28ページ)

全文が以下の通り更新訂正されます。訂正後の内容のみ記載しております。

特定期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第1特定期間 (平成17年 3月18日 ~ 平成17年 9月15日)	11,064,193,517	673,083,360
第2特定期間 (平成17年 9月16日 ~ 平成18年 3月15日)	6,338,244,079	1,468,525,520
第3特定期間 (平成18年 3月16日 ~ 平成18年 9月15日)	3,012,067,358	985,468,395
第4特定期間 (平成18年 9月16日 ~ 平成19年 3月15日)	1,883,874,491	2,458,086,942
第5特定期間 (平成19年 3月16日 ~ 平成19年 9月18日)	582,060,121	1,492,895,323
第6特定期間 (平成19年 9月19日 ~ 平成20年 3月17日)	214,455,040	1,030,820,365
第7特定期間 (平成20年 3月18日 ~ 平成20年 9月16日)	84,253,251	1,166,702,190
第8特定期間 (平成20年 9月17日 ~ 平成21年 3月16日)	92,337,775	802,369,303
第9特定期間 (平成21年 3月17日 ~ 平成21年 9月15日)	79,496,359	516,460,642
第10特定期間 (平成21年 9月16日 ~ 平成22年 3月15日)	58,661,758	1,529,029,748
第11特定期間 (平成22年 3月16日 ~ 平成22年 9月15日)	50,038,071	1,509,811,292

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

(注2) 第1特定期間における設定数量 (口) は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



投資信託説明書(交付目論見書)
2010.7

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・ジャパン株式会社

1. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
3. 投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
4. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

<お知らせ>

委託会社は、平成22年7月1日付で、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に、ファンド名を「リそな・SG レディース バランスファンド」から「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」に変更いたしました。

またファンドの主要投資対象である「SG 海外国債マザーファンド」を「アムンディ・海外国債マザーファンド」に、「SG レディース国内株式マザーファンド」を「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」ファンド名変更しております。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号およびファンド名を使用しております。

下記の事項は、この「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に外国債券および国内株式等を実質的な投資対象とします。組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

ファンドにかかる手数料等について

< 直接ご負担いただく費用 >

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、この申込手数料率は、本書作成日現在、2.10% (税抜き 2.00%) が上限となっております。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金(解約)手数料

ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

ございません。

< 間接的にご負担いただく費用 >

信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.344% (税抜き 年1.280%) の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

- ・監査報酬
- ・組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方法は記載しておりません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

アムンディ・ジャパン株式会社

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成22年 6月15日
発 行 者 名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 クリスチャン・ロメイヤー
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	アムンディ・リそなレディース・バランスファンド (愛称:「Love Me!(ラブ・ミー!)」)
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 : 上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

投資信託説明書の概要	巻頭
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	5
第1 ファンドの状況	5
1 ファンドの性格	5
2 投資方針	12
3 投資リスク	25
4 手数料等及び税金	28
5 運用状況	32
6 手続等の概要	39
7 管理及び運営の概要	41
第2 財務ハイライト情報	45
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	49
第4 ファンドの詳細情報の項目	50
約 款	巻末

投資信託説明書（交付目論見書）の概要

投資信託説明書（交付目論見書）の主要内容を概要としてまとめております。
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

アムンディ・りそなレディース・バランスファンド(愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」)

商品分類	追加型投信 / 内外 / 資産複合 商品分類に関する詳細は、「第二部 ファンド情報」をご参照ください。
運用の基本方針	外国債券および国内株式に分散投資を行い、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。
主要投資対象	「アムンディ・海外国債マザーファンド」および「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」を主要投資対象とします。
ファンドのリスク	ファンドは「アムンディ・海外国債マザーファンド」および「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」を通して、実質的に株式、債券等の値動きのある有価証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
信託期間	2005年3月18日から2015年3月16日まで
決算日	原則毎月15日に決算を行います。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。
分配方針	原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して収益の分配を行う方針です。
お申込日	原則として毎営業日(午後3時まで)*に取得のお申込みができます。ただし、取得申込日がニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、取得申込みの取扱いをいたしません。
お申込価額	取得のお申込日受付日の翌営業日の基準価額とします。
お申込単位	収益分配金の受取り方法により、一般コースと自動けいぞく投資コースの2つの申込コースがございます。取り扱う申込コースおよびその名称は販売会社により異なる場合があります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
お申込手数料率	販売会社が独自に定める料率とします。 本書作成日現在、このお申込手数料率は2.10%(税抜き2.00%)が上限となっております。
ご解約(換金)	原則として毎営業日(午後3時まで)*にご解約のお申込み(一部解約の実行の請求)ができます。ただし、申込日がニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、ご解約の申込みの取扱いをいたしません。 ご解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から起算して、原則として5営業日目以降となります。
ご解約価額	ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
ご解約単位	ご解約単位は、販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.344%(税抜き年1.280%)を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳につきましては、投資信託説明書(目論見書)本文をご覧ください。
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社りそな銀行

* 上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

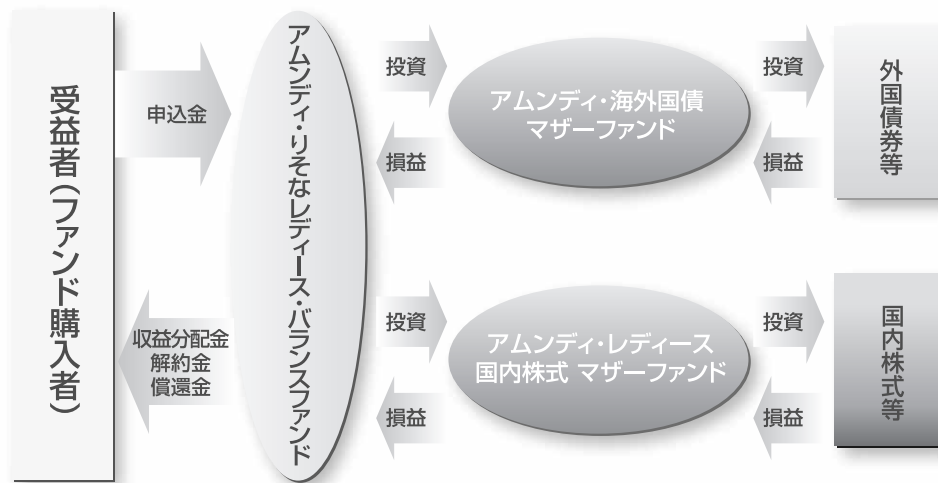
ファンドの特色

1. 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの資産の成長を目指します。

- ファミリーファンド方式で運用を行います。
（外国債券と国内株式への実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。）

<アムンディ・リそなレディース・バランスファンドの仕組み>

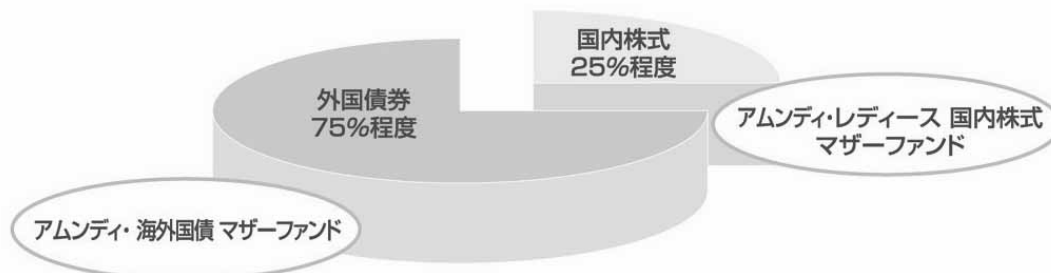
外国債券には「アムンディ・海外国債 マザーファンド」を通じて、国内株式には「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」を通じて投資します。



2. 外国債券(「アムンディ・海外国債マザーファンド」)への投資は75%程度、国内株式(「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」)への投資は25%程度を基本とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

- 原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



3. 外国債券の利息収益部分を中心に、原則として毎月分配を目指します。また、国内株式の配当と値上がり益等から原則年1回のボーナス分配も目指しています。

- 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には毎月分配またはボーナス分配を行わない場合があります。

収益分配のイメージ

原則毎月15日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。



上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

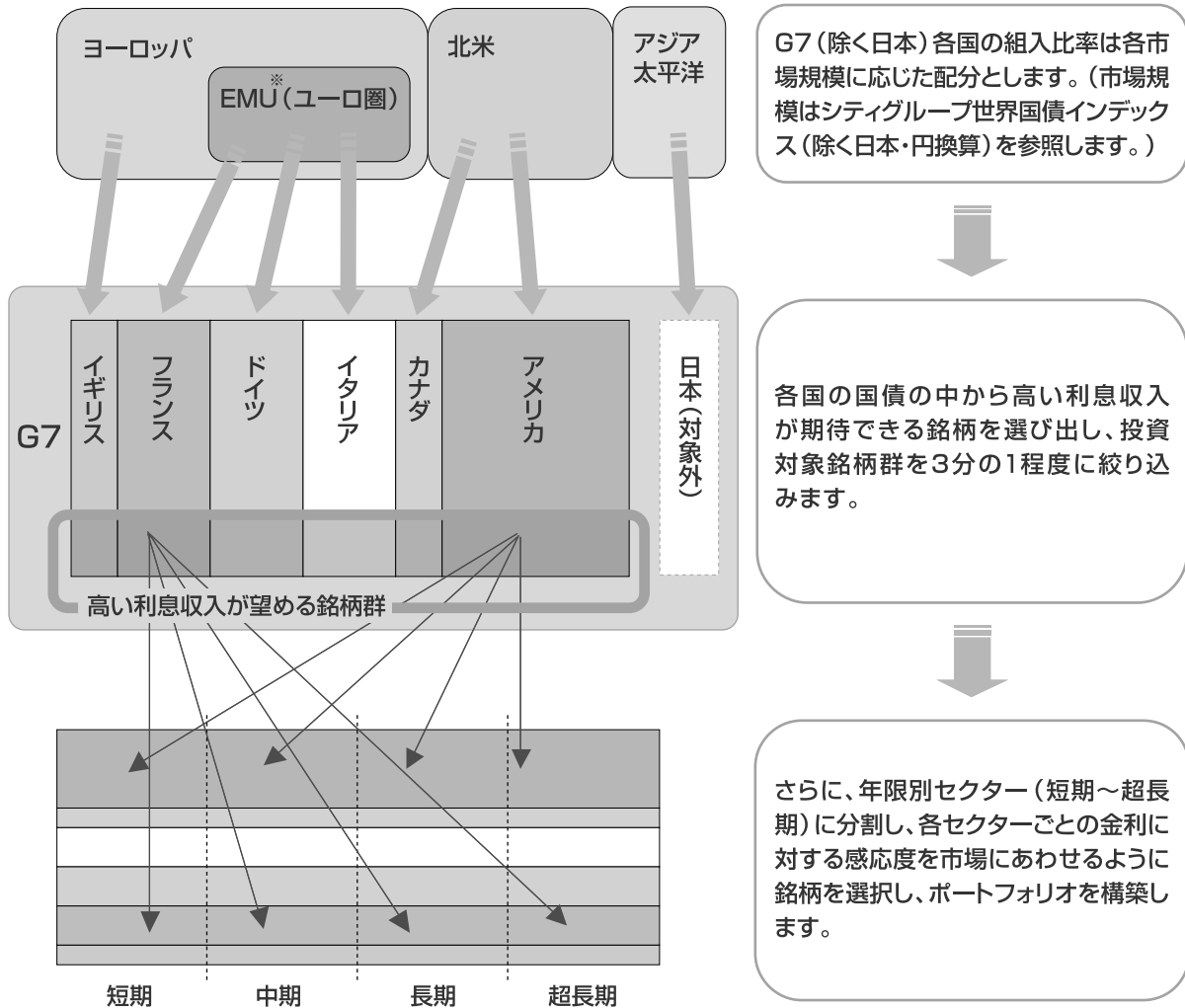
参 考 情 報

外国債券の運用

「アムンディ・海外国債マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7（アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカムゲイン（債券のクーポン等による利息収入）を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、市場環境によっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することもあります。
- ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。



EMUとは、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、共通の通貨が導入されている単一市場を意味します。ヨーロッパでは、欧州連合(EU)が加盟国間の通貨統合を目標とし、単一通貨ユーロを導入しています。ユーロ圏とは、ユーロを通貨として採用しているEU加盟国を指します。

国内株式の運用

「アムンディ・レディース 国内株式マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本の金融商品取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選定する銘柄とします。
- ◆ 企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド認知度調査については、外部の調査機関へ委託します。
- ◆ 委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。
- ◆ 原則として上位50銘柄を投資対象とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

ファンドのリスク

アムンディ・リソナレディース・バランスファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外貨建資産である外国債券および国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。株式に投資するリスクは、債券に投資するリスクは、外貨建資産に投資するリスクは、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は、となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したのではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価、債券価格等が下落することがあります（ゼロになる場合もあります）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。当ファンドは、為替リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

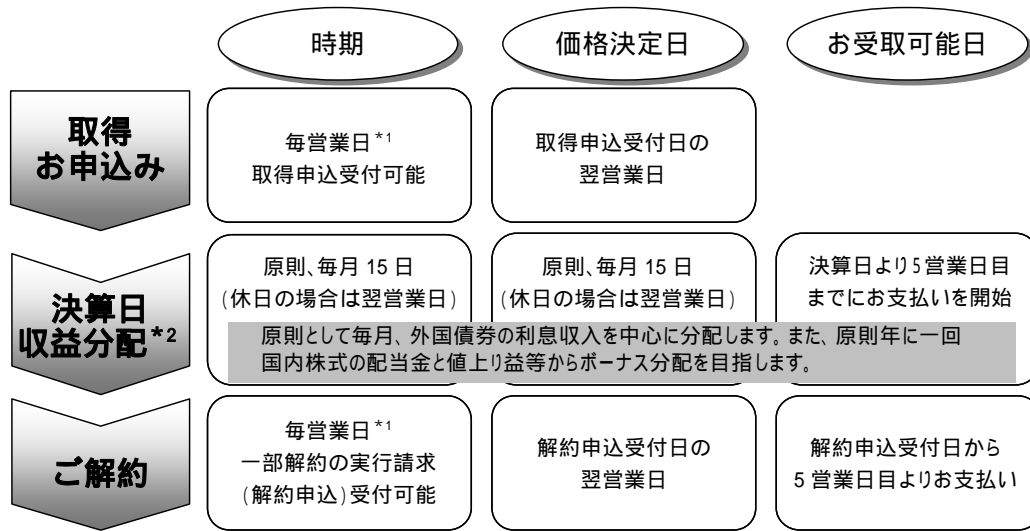
ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象とはなりません。

ご投資の流れ



*1 ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得およびご解約のお申込みの受け付けは行いません。また、受付時間は、午後3時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

*2 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。12月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配できない場合もあります。

ご投資に当たって

取得のお申込みは、販売会社で承ります。

お申込み日 取得のお申込みは、原則として販売会社の営業日に取扱います。

お申込み時間 午後3時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとします。

お申込み手続き 販売会社に取引口座をご開設ください。以下の取得申込方法でお申しいただけます。

お申込み単位 収益分配金の受取り方法により、一般コースと自動けいぞく投資コースの2つの申込方法がございます。取り扱う申込コースは販売会社により異なります。また各申込コースの申込単位は、販売会社が定める単位とします。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込み価額 取得のお申込受付日の翌営業日の基準価額でのお買付けになります。
基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お申込手数料 お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.10%(税抜き2.00%)となっております。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金について

毎決算時（原則として毎月 15 日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

収益分配方針 ファンドに帰属すべき経費控除後の繰越分も含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額を分配対象額とし、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。また、収益分配金にあてずに信託財産に留保した収益については、ファンドの運用の基本方針に基づき運用を行います。

お受取り方法 収益分配金の受取り方法は、以下の通りです。

<一般コース>

収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して 5 営業日目までに、お申込みの販売会社においてお支払いを開始いたします。

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。

留保した収益 収益分配金にあてず、信託財産に留保した収益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

ご解約（換金）に当たって

ご解約申込日 ご解約のお申込み（一部解約の実行の請求）は、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、ご解約のお申込みの取扱いをいたしません。

ご解約申込時間 午後 3 時までのお申込みを受け付けます。受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受け付けとなります。

ご解約手続き 取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約単位 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約時の価額 お申込受付日の翌営業日の基準価額でのご解約になります。

ご解約時の手数料等 ご解約時の手数料および信託財産留保額はありませぬ。

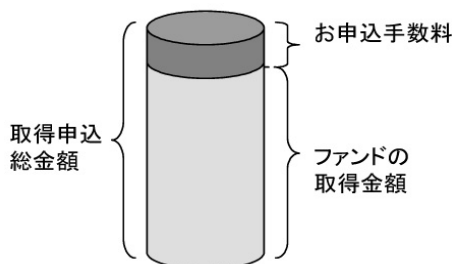
ご解約金 ご解約お申込受付日から起算して、原則として 5 営業日よりお支払いいたします。

買取請求によるご解約（換金）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

費用および税金

取得申込時にお支払いただく金額

取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は、お申込金額・お申込コースや、販売会社によって異なります。



お申込手数料率が 2.1% の場合にファンドを 100 万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額	お申込手数料	取得申込総金額
1,000,000 円	+ 21,000 円	= 1,021,000 円

ファンドの取得申込みからご解約（ご換金）いただくまでにかかる税金について

(課税については、平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの課税について記載しております。詳細については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取り扱いをお読みください。なお当日論見書に記載されている課税上の取扱いはあくまでも概要になり、法律の改正も頻繁にございますので、実際の課税の取扱いについては税務専門家にご相談下さい。)

時期	項目	税金	納税方法
収益分配時	所得税および地方税	個人：普通分配金 ¹ に対し 10% (所得税 7%、地方税 3%)	源泉徴収(原則申告不要) (申告分離課税・総合課税選択可)
		法人：普通分配金に対し 7% (所得税 7%)	源泉徴収
ご解約時・償還時	所得税および地方税	個人：譲渡所得等 ² に対し 10% (所得税 7%、地方税 3%)	申告分離課税
		法人(解約請求時および償還時) ： 個別元本超過額に対し 7% (所得税 7%)	源泉徴収

1 普通分配金のほか、非課税扱いの特別分配金が発生する場合があります。詳細については「第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取り扱い」をご参照ください。

2 譲渡所得等...上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益を通算したものをいいます。

ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの情報開示について

ファンドの情報開示については販売会社にお問合せいただくか、委託会社(下記、お問い合わせ先)にお問合せいただくことによって、情報を入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

基準価額

- ◆ 基準価額は、委託会社の毎営業日において計算されます。販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことによって知ることができます。
- ◆ 計算日の翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。
(オープン基準価格欄 [アムンディ] にて「ラブミー」の略称で掲載されます。)
基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ◆ 委託会社のホームページに毎日掲載します。

レポート等

- ◆ ファンドに関する情報等の開示を各種レポートにて行う場合があります。これらのレポート等は委託会社のホームページで閲覧することができます。

運用報告書

委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごと、およびファンドの運用の終了時(償還時)に、運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

アムンディ・りそなレディース・バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」) 用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

運用報告書	ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことで、決算日ごと(毎月決算の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。
解約価額	ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。
株式投資信託	課税上、株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。また、申込期間の違いにより、単体型と追加型に分類されます。
為替ヘッジ	外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。
基準価額	ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1万口当たりの価額で表示されます。
個別元本方式	受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益権の元本(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。
純資産総額	ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。
償還	ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。
信託財産留保額	ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担していただき、他の受益者の負担とさせないための費用です。
信託報酬	信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。
追加型投資信託	ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。
特別分配金	収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。
ファミリーファンド方式	複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の取得するファンドをベビーファンドとし、その全部または一部をマザーファンドに投資して、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。
ポートフォリオ	ファンドが運用対象として保有する株式や公社債などの資産構成および資産全体を指します。

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド（愛称：「Love Me！（ラブ・ミー！）」、以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 ：追加型

指定格付機関による格付け ：格付けは取得しておりません。

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi (アムンディ) を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インバスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

3,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入る有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社（「(12) その他 その他」をご参照ください。）にお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄[アムンディ]にて「ラブミー」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.10%（税抜き2.00%）となっております。

詳しくは販売会社（販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

(6) 申込単位

販売会社が定める申込単位とします。

申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込期間

申込期間：平成22年6月16日から平成23年6月15日まで とします。

申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）までに、取得申込総金額を当該販売会社において支払うものとします。ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。

なお、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、投資信託定時定額購入プランに関する取り決めを行う必要があります。また、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。各申込コース・プラン等の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（後記「その他」のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時までとします。ただし、所定の時間までに取得申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからの取得のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。また、申込期間において、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断によりファンドの取得申込みの受付を制限または中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）の振替受益権であり、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約（換金）代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

ファンドは、主として「アムンディ・海外国債マザーファンド」および「アムンディ・レディース 国内株式マザーファンド」への投資を通じて、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式 債券 不動産投信	MMF MRF	インデックス型
追加型投信	内外	その他資産() 資産複合	ETF	特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり	日経 225	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性()	年 2 回	日本			TOPIX	条件付運用型
	年 4 回	北米				ロング・ショート型/絶対 収益追求型
	年 6 回 (隔月)	欧州			その他 ()	
	年 6 回 (隔月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
	年 6 回 (隔月)	オセアニア				その他 ()
	年 6 回 (隔月)	中南米				
不動産投信	年 12 回 (毎月)	アフリカ				
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式) (債券)		中近東(中東)				
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	日々 その他 ()	エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(資産複合(債券、株式))	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に複数資産(株式、債券)に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいう。
年 12 回 (毎月)	目論見書または投資信託約款において、年 12 回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、社団法人投資信託協会のウェブサイト(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は 3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

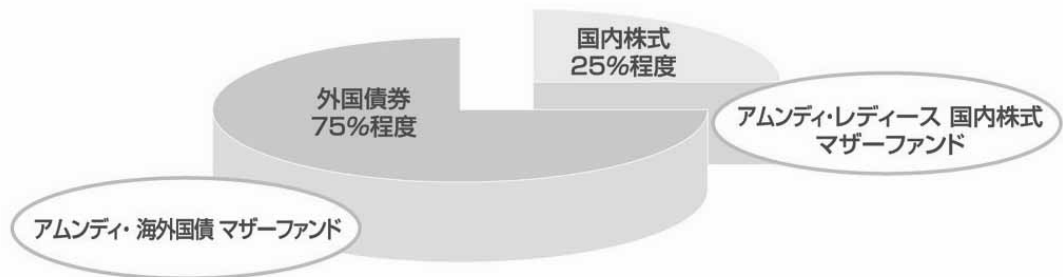
イ 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン（債券のクーポンによる利息収入）を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの資産の成長を目指します。

- ファミリーファンド方式で運用を行います。
（外国債券と国内株式の実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。）

ロ 外国債券（「アムンディ・海外国債 マザーファンド」）への投資は75%程度、国内株式（「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」）への投資は25%程度を基本とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

- 原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



ハ 外国債券の利息収益部分を中心に、原則として毎月分配を目指します。また、国内株式の配当と値上がり益等から原則年1回のボーナス分配も目指しています。

- 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には毎月分配またはボーナス分配を行わない場合があります。

収益分配のイメージ

原則毎月15日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上がり益からボーナス分配を行う場合があります。



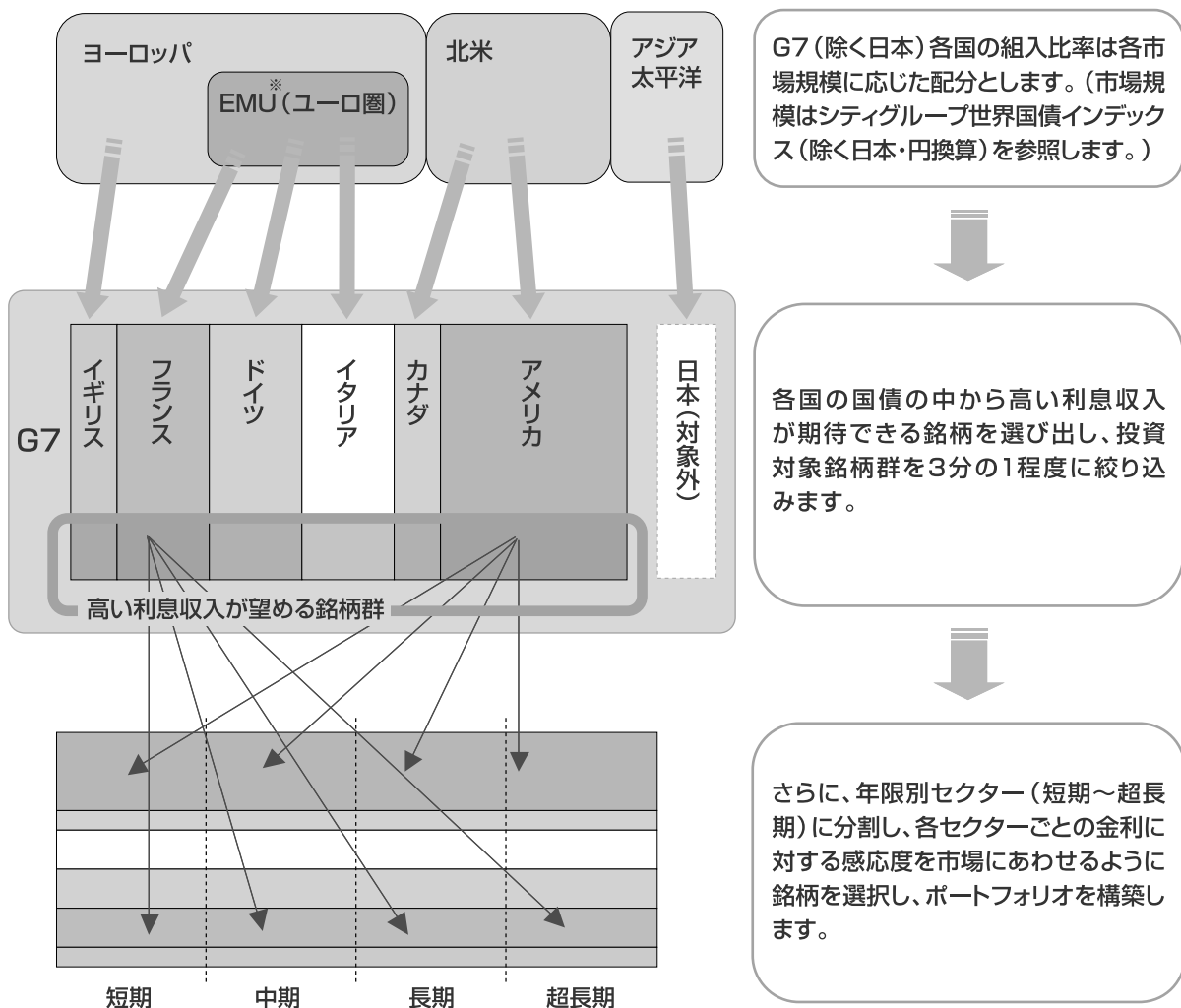
上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

外国債券の運用

「アムンディ・海外国債マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7（アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカムゲイン（債券のクーポン等による利息収入）を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、市場環境によっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することもあります。
- ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。

ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。



EMUとは、経済通貨同盟（Economic and Monetary Union）の略称で、共通の通貨が導入されている単一市場を意味します。ヨーロッパでは、欧州連合（EU）が加盟国間の通貨統合を目標とし、単一通貨ユーロを導入しています。ユーロ圏とは、ユーロを通貨として採用しているEU加盟国を指します。

国内株式の運用

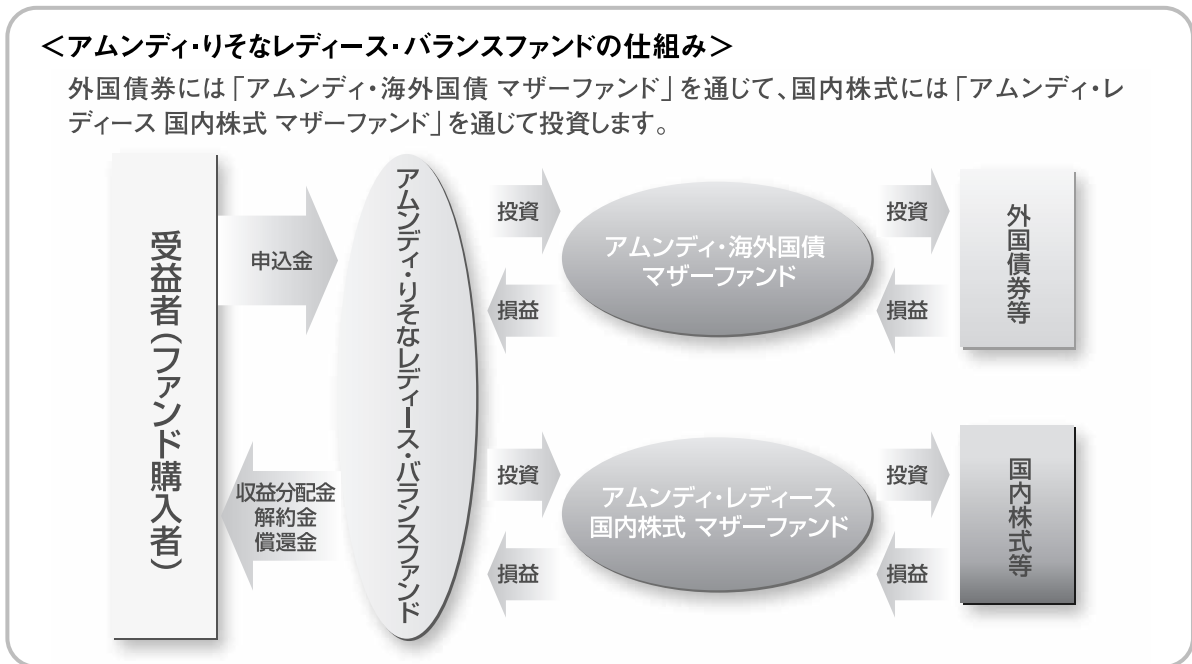
「アムンディ・レディース 国内株式マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本の金融商品取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選定する銘柄とします。
- ◆ 企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド認知度調査については、外部の調査機関へ委託します。
- ◆ 委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。
- ◆ 原則として上位50銘柄を投資対象とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

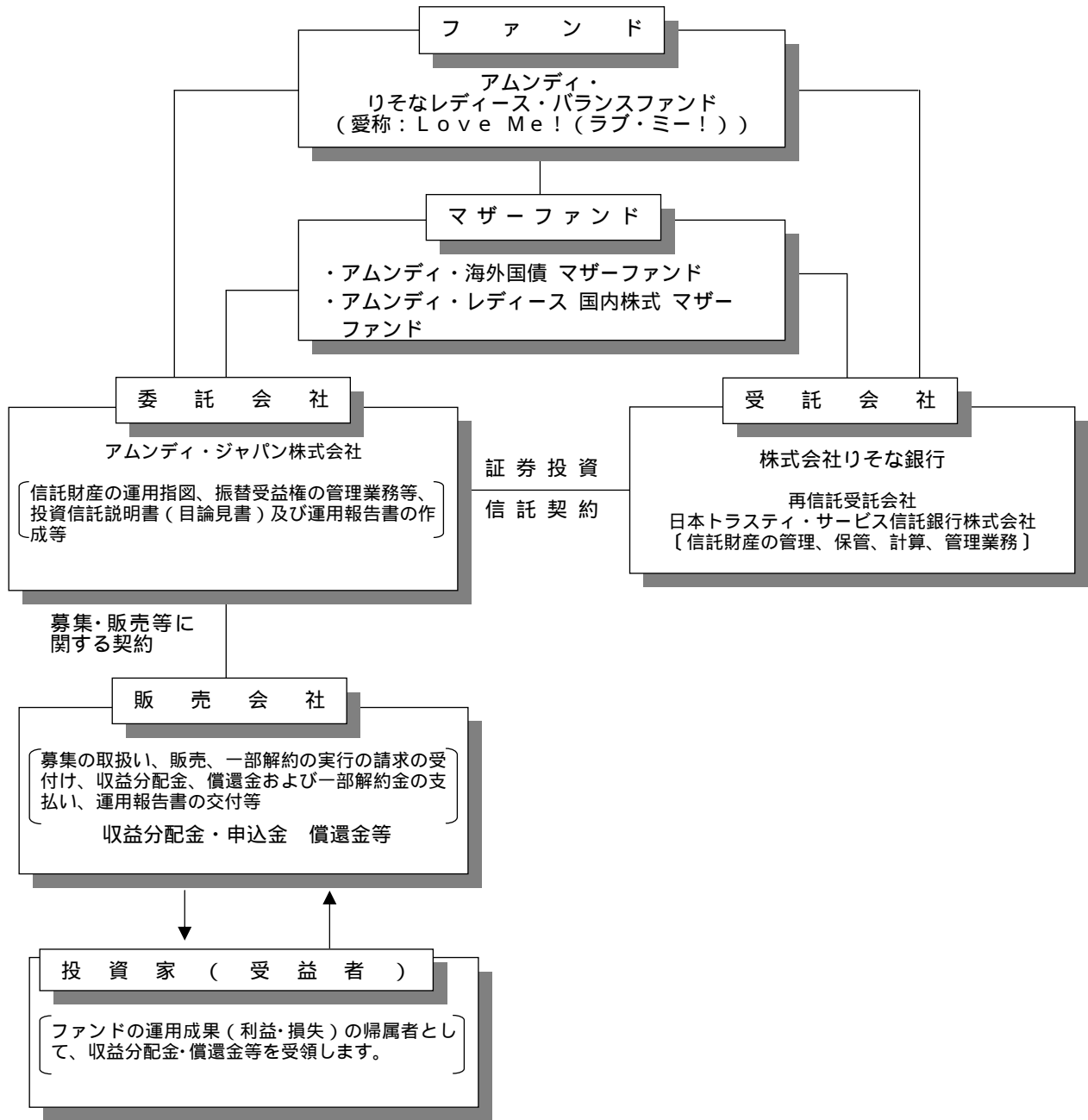
(2) ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。

ファンドの関係法人



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会社の沿革	<p>昭和46年11月22日 山一投資コンサルティング株式会社設立</p> <p>昭和55年 1月 4日 山一投資コンサルティング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる</p> <p>平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更</p> <p>平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得</p> <p>平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更</p> <p>平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う</p> <p>平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更</p>			
大株主の状況	名称	住所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町1丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

アムンディ・グループについて

- クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラルは2009年12月31日付で Amundi (アムンディ) を設立しました。
- アムンディは、運用資産規模で6,500億ユーロ※1を超え、欧州第3位※2、世界ではトップ・テン※3に入るグローバルプレーヤーの運用会社となります。
- 世界有数の金融グループである、クレディ・アグリコル S.A.とソシエテ ジェネラル両グループの支援をバックに、「プロダクトの質の向上」、「お客様との信頼関係構築」、「組織の効率化」などにおいて優位性を発揮し、欧州における確固たるトップレベルの運用会社になることを目指します。

※1 アムンディによる試算。(2009年9月末)

※2 インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2009年7月版(数値は2008年12月末))

※3 グローバル・インベスターズによる100社ランキング。(2008年9月版(数値は2008年6月))

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- イ 主として「アムンディ・海外国債マザーファンド」および「アムンディ・レディース国内株式 マザーファンド」を投資対象とします。これらのマザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。
- A 外国債券部分は、「アムンディ・海外国債マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます。）に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。
- B 国内株式部分は、「アムンディ・レディース国内株式 マザーファンド」への投資を通じてわが国の金融商品市場上場企業のうち、企業ブランド価値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。
- ロ 資産の実質投資比率は、外国債券への投資を75%程度、国内株式への投資を25%程度とすることを基本とします。
- ハ 原則として実質外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- イ 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。
- A 有価証券
- B デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利
- a 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- b 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

- c 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利
- d 外国金融商品市場において行う取引であって、aからcまでに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
- e 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- f 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- g 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利
- h 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利
- i 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）にかかる権利（aからhまでに掲げるものに該当するものを除きます。）

C 金銭債権

D 約束手形

□ 次に掲げる特定資産以外の資産

A 為替手形

運用の指図範囲

ファンドは、主として「アムンディ・海外国債 マザーファンド」および「アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ 株券または新株引受権証書

ロ 国債証券

ハ 地方債証券

ニ 特別の法律により法人の発行する債券

ホ 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ル 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- ロ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- リ 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- ロ 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- リ 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- ロ オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- リ 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- ロ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- リ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- ロ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- ナ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、イの証券または証書、ロならびにレの証券または証書のうちイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロからへまでの証券およびロならびにレの証券または証書のうちロからへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券およびカの証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ 預金

- ロ 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ コール・ローン

ニ 手形割引市場において売買される手形

ホ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

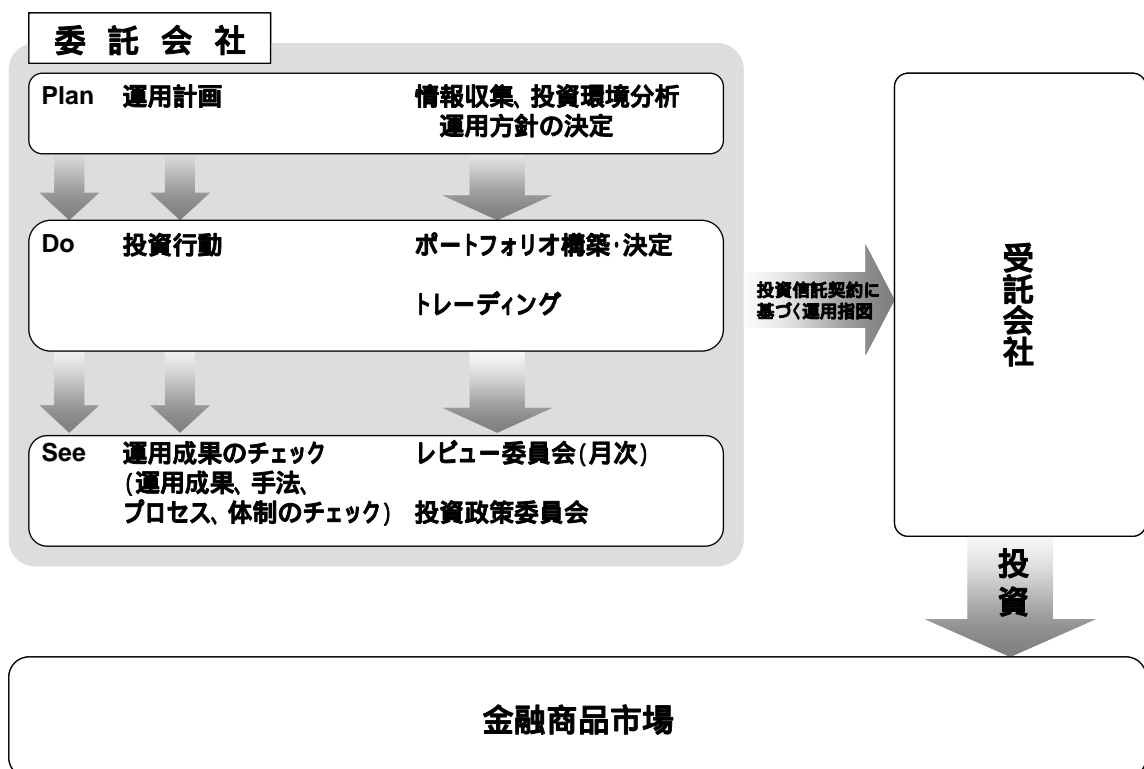
ヘ 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、イからへまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他

- イ 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- ロ わが国の金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとします。
- ハ わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- ニ わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ホ スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ヘ 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ト 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- チ 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- リ 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- ヌ 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 運用体制



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部、投資調査部、プロダクト別運用戦略会議
(22名程度)

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー(8名程度)

運用成果のチェック・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・サービス規程(ファンド・マネージャー用)
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づく
レビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時(年12回。原則として毎月15日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

イ 分配対象額

配当等収益¹(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益²等の合計額から経費³を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

1 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。

2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。

3 信託事務の処理等に要する諸費用(当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。)、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。

ロ 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

八 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益(留保益)の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

二 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コース」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ハ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ニ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ヘ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ト 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- チ スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- リ 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ヌ 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。また、公社債

の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ル 信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができるものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ヲ 公社債を借り入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

イ 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報>

アムンディ・海外国債 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

世界主要先進国の政府・政府機関等が発行する債券（ソブリン債）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリ

ス) 各国の政府または政府機関等が発行する債券(以下「ソブリン債」といいます。)に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に投資することがあります。

原則として為替ヘッジを行いません。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)にかかるとする権利のうち、次に掲げる権利

A 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかるとする権利

B 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかるとする権利

C 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかるとする権利

D 外国金融商品市場において行う取引であって、AからCまでに掲げる取引と類似の取引にかかるとする権利

E 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)にかかるとする権利

F 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。)にかかるとする権利

G 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかるとする権利

H 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかるとする権利

I 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかるとする権利(AからHまでに掲げるものに該当するものを除きます。)

八．金銭債権

ニ．約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

(2) 運用の指図範囲

ファンドは、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

イ 株券または新株引受権証券

ロ 国債証券

ハ 地方債証券

ニ 特別の法律により法人の発行する債券

ホ 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ル 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

ヲ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ワ 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

カ 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

コ 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

ク オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいし、有価証券に係るものに限ります。）

ケ 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

コ 外国法人が発行する譲渡性預金証書

セ 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

ネ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信

託の受益証券に表示されるべきもの

ナ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、イの証券または証書、ヲならびにレの証券または証書のうちイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロからへまでの証券およびヲならびにレの証券または証書のうちロからへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券およびカ
の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前項 から ま
でに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

(1) 信託約款による投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<参考情報>

アムンディ・レディース 国内株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の金融商品取引所上場企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業の株式に投資します。

組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選定する銘柄とします。

採用銘柄の企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド認知度調査については、外部の調査機関へ委託します。

委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。

原則として上位50銘柄を投資対象とします。

株式組入比率は原則として高位を保ちます。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

A 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

B 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

C 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

D 外国金融商品市場において行う取引であって、AからCまでに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

E 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

F 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニ

に掲げるものをいいます。)にかかるとる権利

G 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかるとる権利

H 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかるとる権利

I 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかるとる権利(AからHまでに掲げるものに該当するものを除きます。)

八. 金銭債権

二. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(2) 運用の指示範囲

ファンドは、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ 株券または新株引受権証券

ロ 国債証券

ハ 地方債証券

ニ 特別の法律により法人の発行する債券

ホ 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

ヘ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

ル 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

ヲ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

ワ 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを

います。)

- カ 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - コ 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - ク オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - ケ 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - コ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - ク 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - ケ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - コ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、イの証券または証書、ウならびにレの証券または証書のうちイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、ロからへまでの証券およびウならびにレの証券または証書のうちロからへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券およびカの証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記(2)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前項1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

(1) 信託約款による投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信

託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

アムンディ・リソナレディース・バランスファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として外貨建資産である外国債券および国内株式など値動きのある有価証券に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。株式に投資するリスクは、債券に投資するリスクは、外貨建資産に投資するリスクは、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は、となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、株価、債券価格等が下落することがあります（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。当ファンドは、為替リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため、外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資家等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象ではありません。

(2) その他の留意点

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が 10 億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 委託会社のリスク管理について

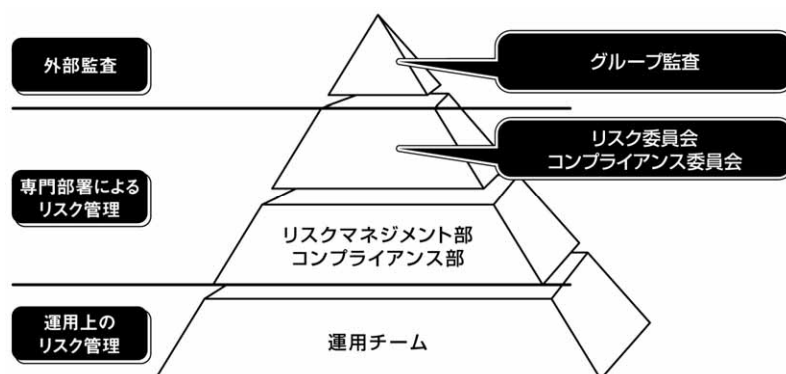
アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にはリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にはリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部が運用にかかる社内規程、関連法規の遵守を徹底しており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。



ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

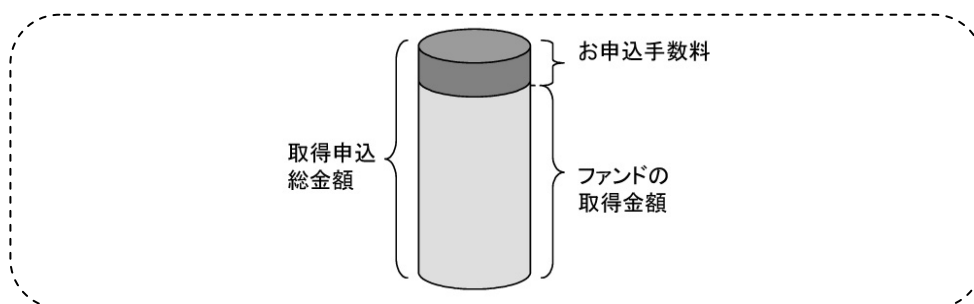
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.10%（税抜き2.00%）となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

(2) 換金（解約）手数料

換金（解約）手数料はありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率 1.344%（税抜き 1.280%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

(単位：%)

販売会社ごとの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の部分	0.6300 (税抜き0.60)	0.6300 (税抜き0.60)	0.0840 (税抜き0.08)
500億円超 750億円以下の部分	0.5775 (税抜き0.55)	0.6825 (税抜き0.65)	0.0840 (税抜き0.08)
750億円超1,000億円以下の部分	0.5250 (税抜き0.50)	0.7350 (税抜き0.70)	0.0840 (税抜き0.08)
1,000億円超の部分	0.4725 (税抜き0.45)	0.7875 (税抜き0.75)	0.0840 (税抜き0.08)

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書、運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を合理的に見積もったうえで実際の費用にかかわらず、委託会社が定める時期に固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることとします。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間末日または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成 23 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）、平成 24 年 1 月 1

日からは 20%（所得税 15%および地方税 5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成 23 年 12 月 31 日までは 10%（所得税 7%および地方税 3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約請求時および償還時の個別元本超過額については、平成 23 年 12 月 31 日までは 7%（所得税）、平成 24 年 1 月 1 日からは 15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

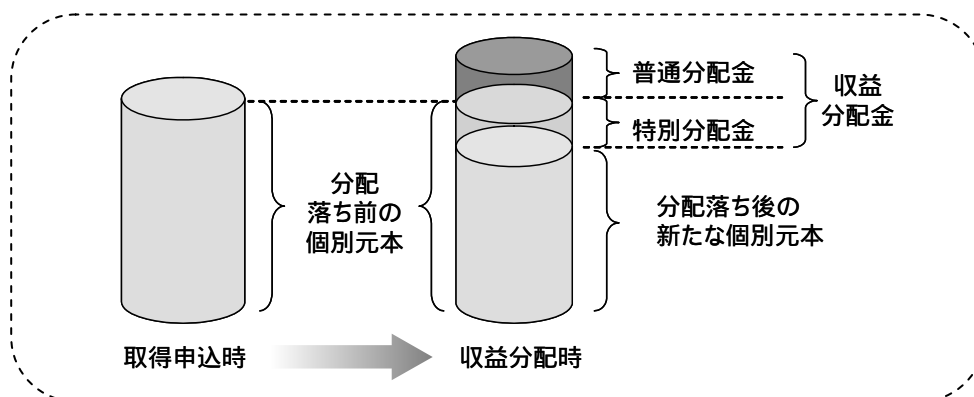
「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場

合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託 受益証券	日本	8,317,730,440	99.56
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		36,843,923	0.44
合計 (純資産総額)		8,354,574,363	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<参考> SG 海外国債 マザーファンド全体の投資状況

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	3,764,608,263	46.95
	イタリア	1,061,868,185	13.24
	ドイツ	1,001,035,419	12.48
	フランス	975,370,877	12.16
	イギリス	704,941,270	8.79
	カナダ	284,795,420	3.55
	小計	7,792,619,434	97.19
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		225,627,421	2.81
合計 (純資産総額)		8,018,246,855	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<参考> SG レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資状況

(平成22年4月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	2,019,459,300	98.60
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		28,630,321	1.40
合計 (純資産総額)		2,048,089,621	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年4月末日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量(口)	帳簿価額 単価(円)	帳簿価額 金額(円)	評価額 単価(円)	評価額 金額(円)	投資 比率(%)
日本	親投資信託 受益証券	S G 海外国債マ ザーファンド	5,640,238,243	1.1127	6,275,893,093	1.1116	6,269,688,830	75.04
日本	親投資信託 受益証券	S G レディース 国内株式マザー ファンド	2,099,909,372	0.9767	2,050,981,484	0.9753	2,048,041,610	24.51

(注1) 全2銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。

(注3) 単価は1口当たりを表示しています。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

<参考> S G 海外国債 マザーファンド全体の投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年4月末日現在)

地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額		評価額		邦貨換算 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
				単価	金額	単価	金額				
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	3,930,000	108.49	4,263,742.98	108.085938	4,247,777.36	399,588,416	4.875	2012年6月30日	4.98
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	3,120,000	108.73	3,392,512.50	108.4375	3,383,250.00	318,262,327	4.25	2013年11月15日	3.97
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.125%	2,850,000	112.95	3,219,164.06	112.6875	3,211,593.75	302,114,624	5.125	2016年5月15日	3.77
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.75%	2,320,000	136.14	3,158,448.00	135.796875	3,150,487.50	296,366,359	8.75	2017年5月15日	3.70
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL5.25	2,090,000	113.32	2,368,388.00	112.10	2,342,890.00	291,642,947	5.25	2017年8月1日	3.64
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.75%	2,500,000	110.90	2,772,656.25	110.59375	2,764,843.75	260,088,851	4.75	2014年5月15日	3.24
フランス	国債証券	FRANCE GOVT O.A.T 5%	1,780,000	113.00	2,011,400.00	113.77	2,025,106.00	252,085,194	5	2016年10月25日	3.14
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	2,160,000	111.53	2,409,075.00	111.34375	2,405,025.00	226,240,701	4.875	2016年8月15日	2.82
フランス	国債証券	FRANCE GOVT O.A.T 5.75%	1,330,000	124.59	1,657,047.00	127.82	1,700,006.00	211,616,746	5.75	2032年10月25日	2.64
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.875%	1,890,000	107.54	2,032,635.93	107.203125	2,026,139.06	190,598,901	4.875	2012年2月15日	2.38
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.75%	1,840,000	102.34	1,883,125.00	101.625	1,869,900.00	175,901,493	5.75	2010年8月15日	2.19
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCH6%	1,140,000	120.47	1,373,358.00	121.10	1,380,540.00	171,849,619	6	2016年6月20日	2.14
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL4.25	1,260,000	106.93	1,347,318.00	106.18	1,337,868.00	166,537,808	4.25	2013年8月1日	2.08
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL 5%	1,190,000	106.56	1,268,111.60	105.622	1,256,901.80	156,459,136	5	2012年2月1日	1.95
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,590,000	103.25	1,641,675.00	102.773438	1,634,097.66	153,719,566	4.25	2011年1月15日	1.92
ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCH5%	1,130,000	107.18	1,211,134.00	107.14	1,210,682.00	150,705,695	5	2012年1月4日	1.88
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL 6%	1,030,000	117.17	1,206,851.00	116.70	1,202,010.00	149,626,204	6	2031年5月1日	1.87
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 6.875%	1,210,000	128.93	1,560,143.75	129.375	1,565,437.50	147,260,705	6.875	2025年8月15日	1.84
イギリス	国債証券	UK TREASURY 4.75%	960,000	101.83	977,568.00	103.488	993,484.80	143,280,377	4.75	2038年12月7日	1.79
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5.25%	910,000	108.39	986,349.00	107.89	981,799.00	141,595,051	5.25	2012年6月7日	1.77
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 8.875%	1,070,000	140.76	1,506,192.18	140.671875	1,505,189.06	141,593,134	8.875	2019年2月15日	1.77
イギリス	国債証券	UK TREASURY 6%	800,000	118.03	944,240.00	119.367	954,936.00	137,720,869	6	2028年12月7日	1.72
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.25%	1,330,000	108.57	1,444,089.06	108.296875	1,440,348.43	135,493,576	4.25	2013年8月15日	1.69
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.0%	1,330,000	106.71	1,419,243.00	107.25	1,426,425.00	134,183,799	5	2037年5月15日	1.67
ドイツ	国債証券	BUNDES OBLIGATION 4%	990,000	108.00	1,069,200.00	108.765	1,076,773.50	134,036,765	4	2013年10月11日	1.67
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4.625%	1,270,000	106.24	1,349,275.78	105.875	1,344,612.50	126,487,697	4.625	2011年10月31日	1.58
イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL6.5%	830,000	122.46	1,016,418.00	121.80	1,010,940.00	125,841,811	6.5	2027年11月1日	1.57
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 5.125%	1,250,000	105.88	1,323,500.00	105.335938	1,316,699.22	123,861,895	5.125	2011年6月30日	1.54
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4%	1,200,000	107.17	1,286,062.50	106.84375	1,282,125.00	120,609,498	4	2012年11月15日	1.50
イギリス	国債証券	UK TREASURY 5%	730,000	109.92	802,459.80	110.20	804,460.00	116,019,221	5	2014年9月7日	1.45

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(平成22年4月末日現在)

資産の種類			数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	カナダドル	53,475.94	5,000,000	5,002,674	△0.06

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<参考> SG レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成22年4月末日現在)

地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 (円)		評価額 (円)		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
日本	株式	任天堂	その他製品	1,600	27,180.00	43,488,000	31,700.00	50,720,000	2.48
日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	3,500	16,570.00	57,995,000	14,370.00	50,295,000	2.46
日本	株式	キヤノン	電気機器	10,900	4,165.00	45,398,500	4,355.00	47,469,500	2.32
日本	株式	サンリオ	卸売業	48,500	790.00	38,315,000	974.00	47,239,000	2.31
日本	株式	資生堂	化学	23,600	2,010.00	47,436,000	1,971.00	46,515,600	2.27
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	13,900	3,060.00	42,534,000	3,240.00	45,036,000	2.20
日本	株式	ファミリーマート	小売業	13,900	2,867.00	39,851,300	3,240.00	45,036,000	2.20
日本	株式	シャープ	電気機器	36,000	1,079.00	38,844,000	1,226.00	44,136,000	2.15
日本	株式	旭化成	化学	83,000	482.00	40,006,000	531.00	44,073,000	2.15
日本	株式	日本ハム	食料品	37,000	1,151.00	42,587,000	1,190.00	44,030,000	2.15
日本	株式	東芝	電気機器	80,000	432.00	34,560,000	548.00	43,840,000	2.14
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	18,100	2,048.00	37,068,800	2,407.00	43,566,700	2.13
日本	株式	江崎グリコ	食料品	40,000	1,081.00	43,240,000	1,086.00	43,440,000	2.12
日本	株式	ユニ・チャーム	化学	4,700	8,740.00	41,078,000	9,140.00	42,958,000	2.10
日本	株式	全日本空輸	空運業	144,000	273.00	39,312,000	298.00	42,912,000	2.10
日本	株式	フジ・メディア・ホールディングス	情報・通信業	272	132,700.00	36,094,400	152,200.00	41,398,400	2.02
日本	株式	アサヒビール	食料品	24,400	1,774.00	43,285,600	1,693.00	41,309,200	2.02
日本	株式	東宝	情報・通信業	25,400	1,492.00	37,896,800	1,626.00	41,300,400	2.02
日本	株式	テレビ朝日	情報・通信業	268	140,600.00	37,680,800	154,100.00	41,298,800	2.02
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	6,200	6,460.00	40,052,000	6,660.00	41,292,000	2.02
日本	株式	コクヨ	その他製品	46,800	734.00	34,351,200	881.00	41,230,800	2.01
日本	株式	ローソン	小売業	9,900	3,930.00	38,907,000	4,160.00	41,184,000	2.01
日本	株式	ワコールホールディングス	繊維製品	34,000	1,147.00	38,998,000	1,204.00	40,936,000	2.00
日本	株式	森永製菓	食料品	197,000	210.00	41,370,000	207.00	40,779,000	1.99
日本	株式	パナソニック電工	電気機器	35,000	1,133.00	39,655,000	1,164.00	40,740,000	1.99
日本	株式	キューピー	食料品	39,200	983.00	38,533,600	1,035.00	40,572,000	1.98
日本	株式	東レ	繊維製品	74,000	504.00	37,296,000	543.00	40,182,000	1.96
日本	株式	TOTO	ガラス・土石製品	62,000	611.00	37,882,000	638.00	39,556,000	1.93
日本	株式	ライオン	化学	84,000	455.00	38,220,000	470.00	39,480,000	1.93
日本	株式	ニトリ	小売業	5,350	7,110.00	38,038,500	7,370.00	39,429,500	1.93

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。

業種別投資比率

種 類	業 種 別	投資比率 (%)
株 式	食料品	18.99
	化学	14.27
	小売業	12.50
	電気機器	10.44
	その他製品	10.19
	情報・通信業	9.41
	繊維製品	5.49
	ガラス・土石製品	3.83
	卸売業	2.31
	空運業	2.10
	サービス業	2.02
	輸送用機器	1.79
	不動産業	1.79
	ゴム製品	1.77
	陸運業	1.72
		合計

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価評価額の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

① 純資産の推移

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1特定期間末日 (平成17年 9月15日)	10,830 (10,910)	10,423 (10,503)
第2特定期間末日 (平成18年 3月15日)	15,979 (16,699)	10,471 (11,171)
第3特定期間末日 (平成18年 9月15日)	18,283 (18,545)	10,576 (10,736)
第4特定期間末日 (平成19年 3月15日)	17,365 (18,253)	10,390 (10,890)
第5特定期間末日 (平成19年 9月18日)	16,065 (16,112)	10,166 (10,346)
第6特定期間末日 (平成20年 3月17日)	13,825 (13,870)	9,225 (9,405)
第7特定期間末日 (平成20年 9月16日)	12,659 (12,701)	9,105 (9,285)
第8特定期間末日 (平成21年 3月16日)	10,194 (10,233)	7,727 (7,907)
第9特定期間末日 (平成21年 9月15日)	10,071 (10,109)	7,895 (8,075)
第10特定期間末日 (平成22年 3月15日)	8,497 (8,531)	7,529 (7,709)
平成21年 4月末	10,351	7,888
5月末	10,345	7,928
6月末	10,486	8,090
7月末	10,357	8,037
8月末	10,235	7,993
9月末	9,960	7,835
10月末	9,878	7,876
11月末	9,284	7,546
12月末	9,300	7,744
平成22年 1月末	8,799	7,511
2月末	8,445	7,376
3月末	8,504	7,687
4月末	8,354	7,770

(注) カッコ内の数字は分配金付きの金額を表しています。

② 分配の推移

計算期間	1万口当たり税引前分配金 (円)
第1特定期間 (平成17年 3月18日～平成17年 9月15日)	80
第2特定期間 (平成17年 9月16日～平成18年 3月15日)	700
第3特定期間 (平成18年 3月16日～平成18年 9月15日)	160
第4特定期間 (平成18年 9月16日～平成19年 3月15日)	500
第5特定期間 (平成19年 3月16日～平成19年 9月18日)	180
第6特定期間 (平成19年 9月19日～平成20年 3月17日)	180
第7特定期間 (平成20年 3月18日～平成20年 9月16日)	180
第8特定期間 (平成20年 9月17日～平成21年 3月16日)	180
第9特定期間 (平成21年 3月17日～平成21年 9月15日)	180
第10特定期間 (平成21年 9月16日～平成22年 3月15日)	180

③ 収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第1 特定期間 (平成17年 3月18日～平成17年 9月15日)	5.03
第2 特定期間 (平成17年 9月16日～平成18年 3月15日)	7.18
第3 特定期間 (平成18年 3月16日～平成18年 9月15日)	2.53
第4 特定期間 (平成18年 9月16日～平成19年 3月15日)	2.97
第5 特定期間 (平成19年 3月16日～平成19年 9月18日)	△0.42
第6 特定期間 (平成19年 9月19日～平成20年 3月17日)	△7.49
第7 特定期間 (平成20年 3月18日～平成20年 9月16日)	0.65
第8 特定期間 (平成20年 9月17日～平成21年 3月16日)	△13.16
第9 特定期間 (平成21年 3月17日～平成21年 9月15日)	4.50
第10特定期間 (平成21年 9月16日～平成22年 3月15日)	△2.36

(注) 収益率とは、特定期間末の基準価額（分配付の額）から当特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（当初1万口当たり10,000円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込（販売）手続等

- ① 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みの受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ② ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

- ③ 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」※があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については、前記②のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、収益分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に収益分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記②のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- ④ 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- ⑤ 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

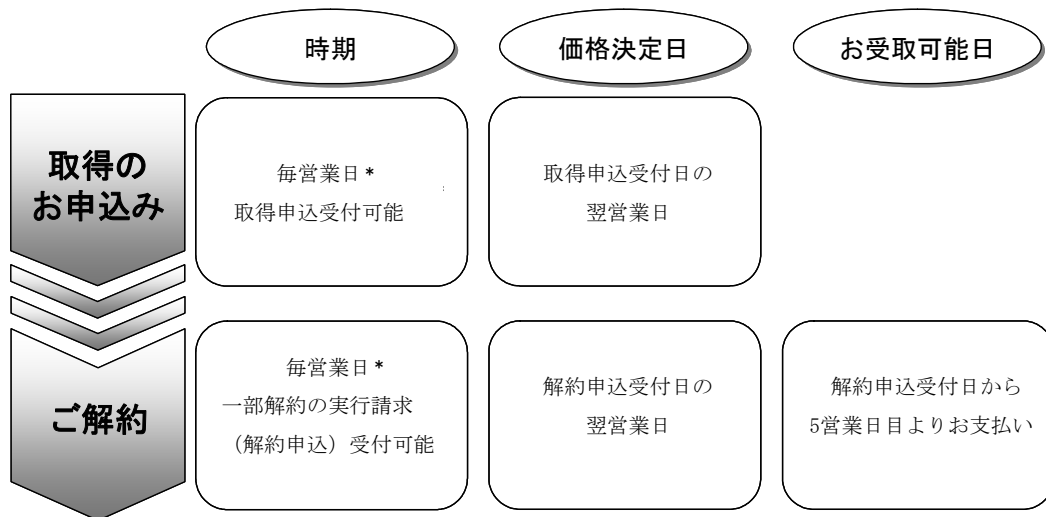
(2) 換金（解約）手続等

- ① 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。解約請求は、振替受益権をもって行うものとします。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、解約請求の申込みの受け付けは行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受け付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- ② 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- ③ 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ④ 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- ⑤ 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が判断する場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受け付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

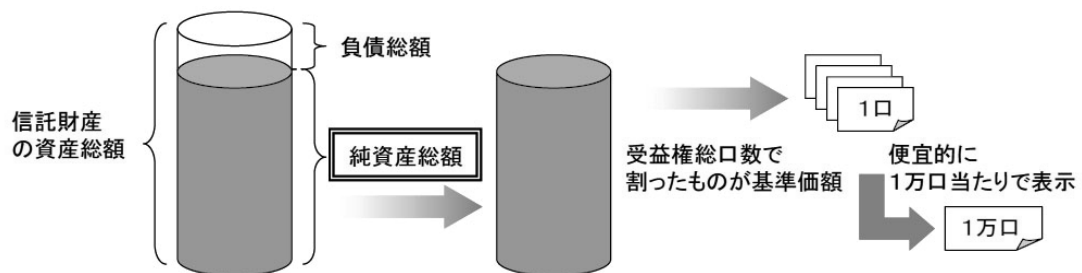


* ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得およびご解約のお申込みの受付は行いません。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



<基準価額の算出頻度と公表>

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [アムンディ] にて「ラブミー」の略称で掲載されます。）なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: www.amundi.co.jp

追加信託金等の計算方法 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

信託期間 平成17年3月18日から平成27年3月16日まで*です。

※ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の終了」をご覧ください。

計算期間 原則として毎月16日から翌月15日までとします。

※ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

信託約款の変更 (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

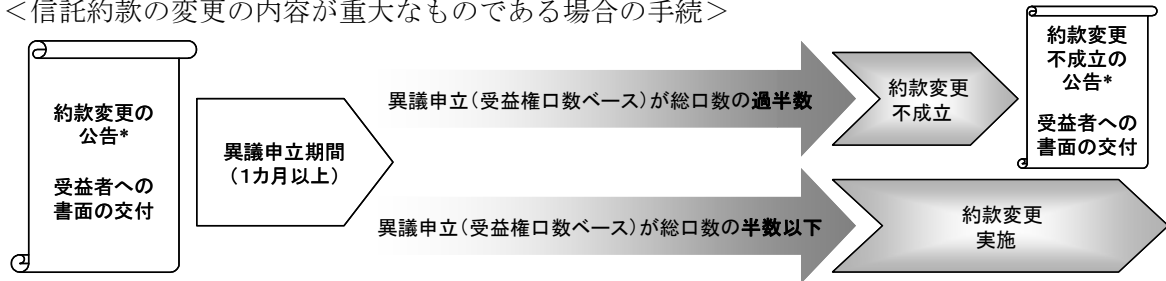
(c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

(d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告

し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託約款の変更の内容が重大なものである場合の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了 (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託 (信託契約の解約) 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

- A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じて得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
- B 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
- C やむを得ない事情が発生したとき

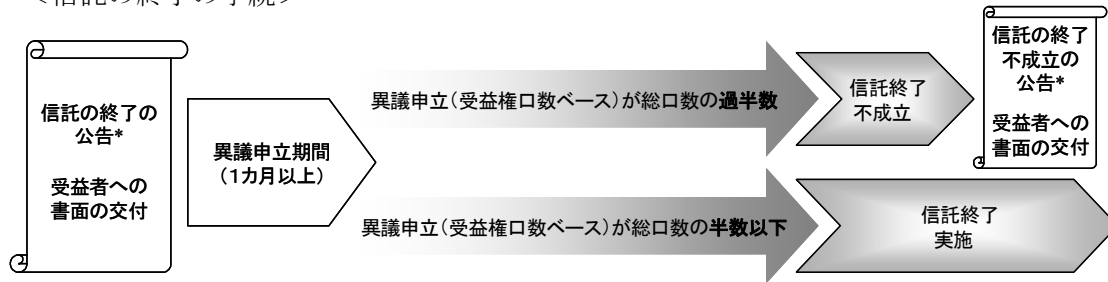
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内（1カ月以上）に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告 日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年3月および9月の決算日終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(<http://info.edinet-fsa.go.jp/>)にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表（「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」）は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」（投資信託説明書（請求目論見書））から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

りそな・SG レディース バランスファンド

1 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成21年9月15日現在)	当期 (平成22年3月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		104,679,263	88,623,407
親投資信託受益証券		10,013,751,024	8,469,565,446
未収入金		10,000,000	—
未収利息		143	121
流動資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974
資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		38,269,709	33,858,605
未払解約金		5,435,394	14,475,132
未払受託者報酬		684,244	547,563
未払委託者報酬		10,263,648	8,213,422
その他未払費用		2,454,475	3,189,219
流動負債合計		57,107,470	60,283,941
負債合計		57,107,470	60,283,941
純資産の部			
元本等			
元本		12,756,569,951	11,286,201,961
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△2,685,246,991	△2,788,296,928
(分配準備積立金)		635,901,443	476,892,045
元本等合計		10,071,322,960	8,497,905,033
純資産合計		10,071,322,960	8,497,905,033
負債純資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		17,303	15,596
有価証券売買等損益		531,077,614	△166,185,578
営業収益合計		531,094,917	△166,169,982
営業費用			
受託者報酬		4,361,530	3,883,661
委託者報酬		65,422,888	58,254,860
その他費用		2,454,475	3,189,219
営業費用合計		72,238,893	65,327,740
営業利益又は営業損失（△）		458,856,024	△231,497,722
経常利益又は経常損失（△）		458,856,024	△231,497,722
当期純利益又は当期純損失（△）		458,856,024	△231,497,722
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額（△）		2,111,805	△3,118,944
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,999,157,711	△2,685,246,991
剰余金増加額又は欠損金減少額		106,866,267	354,868,037
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		106,866,267	354,868,037
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,325,129	13,490,569
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		16,325,129	13,490,569
分配金		233,374,637	216,048,627
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,685,246,991	△2,788,296,928

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期 自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	当 期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末 が休日のため、平成21年3月17日か ら平成21年9月15日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成21 年9月16日から平成22年3月15日ま でとなっております。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

① 受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金

の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「**第三部 ファンドの詳細情報**」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込（販売）手続等
 - 2 換金（解約）手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド

約款

第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はのものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1) 投資対象

主として「アムンディ・海外国債マザーファンド」受益証券および「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」受益証券（各ファンドは親投資信託。以下、両親投資信託を総称して「マザーファンド」という場合があります。）を投資対象とします。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

①マザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。

1 外国債券部分は、「アムンディ・海外国債マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます。）に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。

2 国内株式部分は、「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」受益証券への投資を通じてわが国の金融商品取引所上場企業のうち、企業ブランド価値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。

②資産の実質投資比率は、外国債券への投資を75%程度、国内株式への投資を25%程度とすることを基本とします。

③原則として実質外貨建資産の為替ヘッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債

のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦ 投資信託証券（親投資信託を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎月15日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

アムンディ・リそなレディース・バランスファンド

約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金6,695,985,980円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成27年3月16日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権に

については6,695,985,980口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条 第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する

者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。以下同じ。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行いません。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができます。

- ② 前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、

1円に、手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。また、取得申込日がニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、取得の申込みの受付を行わないものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 前項の場合の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第44条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場（この約款において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

- 第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けるこ

とができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(4) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

(5) 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(6) 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよびニに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(7) 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）にかかる権利

(8) 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）にかかる権利

(9) 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（(1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を主としてアムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたアムンディ・レディース 国内株式 マザーファンド受益証券お

よびアムンディ・海外国債 マザーファンド受益証券（それぞれを親投資信託といいます。両親投資信託を総称してマザーファンドという場合があります。以下同じ。）ならびに第1号から第21号までの有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する投資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（単位未満優先出資証券を含みます。）または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
なお、第1号の証券または証書、第12号ならび

に第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。以下同じ。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関

係人をいいます。以下本条および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第20条から第23条ならびに第33条から第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（この約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- ③ 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

得ないことをあらかじめ明確にしているもの

(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- ④ 前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)

- ② 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属すると見なした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、

信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑤ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「為替先渡取引の

想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下、「保有外貨建資産の時価総額の合計額」といいます。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額の合計額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

- ⑥ 前項において、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- ⑧ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

- 第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

- 第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
 - ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

- 第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避する

ためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委任等】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限りません。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のため必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第30条 （削除）

【混蔵寄託】

第31条 金融商品取引業者（金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

- 第32条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をする

ことができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、金融商品の解約代金および有価証券の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- ③ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰入れることができます。

- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。ただし、第1期の計算期間は平成17年3月18日から平成17年6月15日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用（信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。）を以下「諸経費」といいます。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

- ④ 第2項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託者が定める時期に当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用

のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の128の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から支弁します。

【収益の分配方式】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として支払開始日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第45条の規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、指定販売会社との間に締結した別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ③ あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
- ④ 償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑤ 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
- ⑥ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行うものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑧ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第44条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者（指定販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行を請求する日が、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、一部解約の実行請求の受け付けは行いません。

- ② 受益者が、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
- ③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第一項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑤ 信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを制限または停止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または

記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

1. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めるとき
2. やむを得ない事情が発生したとき
3. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- ⑦ 委託者は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 1. 委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
 2. 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 3. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき
- ⑧ 委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第1項から第5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

- 第50条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第48条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- ② 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および指定販売会社が協議の上、決定するものとします。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第48条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

【委託者および受託者の業務引継】

- 第51条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
- ② 監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

- 第52条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

- 第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、

委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条から第17条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年3月18日（信託契約締結日）

委託者 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
 受託者 りそな信託銀行株式会社



アムンディ・リそなレディース・バランスファンド

【愛称】 「ラブ・ミー！」

Love Me!

追加型投信/内外/資産複合



投資信託説明書（請求目論見書）
2010.7

このファンドは課税上、株式投資信託として取り扱われます。

Amundi

ASSET MANAGEMENT
アムンディ アセットマネジメント

アムンディ・ジャパン株式会社

1. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年6月16日にその届出の効力が生じております。また、同法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成22年7月1日に関東財務局長に提出しております。
2. この投資信託説明書（請求目論見書）は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」の価額は、ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。ファンドは元本が保証されているものではありません。

<お知らせ>

委託会社は、平成22年7月1日付で、商号を「ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社」から「アムンディ・ジャパン株式会社」に、ファンド名を「りそな・SG レディース バランスファンド」から「アムンディ・リそなレディース・バランスファンド」に変更いたしました。

またファンドの主要投資対象である「SG 海外国債マザーファンド」を「アムンディ・海外国債マザーファンド」に、「SG レディース国内株式マザーファンド」を「アムンディ・レディース国内株式マザーファンド」ファンド名変更しております。

なお、同日以前の記載内容につきましては、変更前の委託会社の商号およびファンド名を使用しております。

有価証券届出書の表紙記載項目

有価証券届出書提出日	平成22年6月15日
発行者名	アムンディ・ジャパン株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役社長 クリスチャン・ロメイヤー
本店の所在の場所	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

届出の対象とした募集

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	アムンディ・リソナレディース・バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」)
募集内国投資信託受益証券の金額	継続募集額 上限3,000億円
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません

目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込(販売)手続等	1
2 換金(解約)手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
2 受益者の権利等	7
第4 ファンドの経理状況	8
1 財務諸表	11
2 ファンドの現況	27
第5 設定及び解約の実績	28

第1 ファンドの沿革

平成17年3月18日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成22年7月 1日 ファンドの名称を「りそな・SG レディースバランスファンド」から
「アムンディ・りそなレディース・バランスファンド」に変更

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

(1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みの受付は、営業日の午後3時までとさせていただきます。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス:www.amundi.co.jp

(3) 最低申込口数および申込単位は1口単位または1円単位をもって、販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」*があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社（販売会社については、前記（2）のお問い合わせ先にご照会ください。）によって取り扱う申込コースは異なる場合がありますので、詳しくは

販売会社または委託会社へお問い合わせください。

※ 「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン（販売会社によって名称が異なる場合があります。）」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社（販売会社については、前記（2）のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

2 換金（解約）手続等

- (1) 受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、解約の申込みの受付は行いません。

解約請求の申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

- (2) 解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が判断する場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。

※買取請求による換金（解約）のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

- (6) 前記（5）により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該ファンドの一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記（2）の規定に準じて算出した価額とします。

第3 管理及び運営

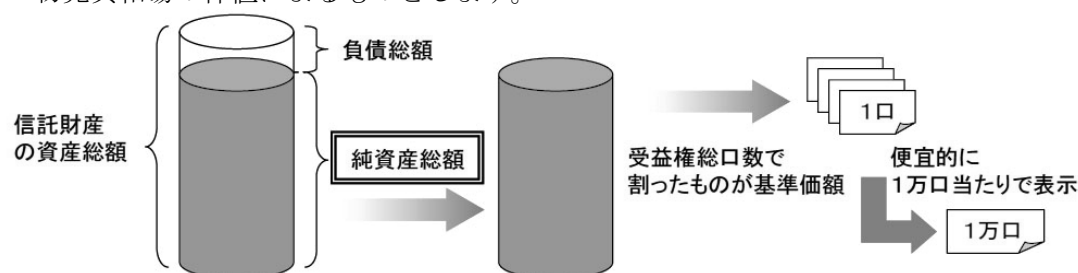
1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

アムンディ・ジャパン株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 :フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104
受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

インターネットでのお問い合わせ先:ホームページアドレス: www.amundi.co.jp

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。（朝刊のオープン基準価格欄 [アムンディ] にて「ラブミー」の略称で掲載されます。

なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権

の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、平成17年3月18日から平成27年3月16日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 ⑤ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑤ 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

① この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) その他

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から販売会社でお支払いを開始します。

② 信託約款の変更

(イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

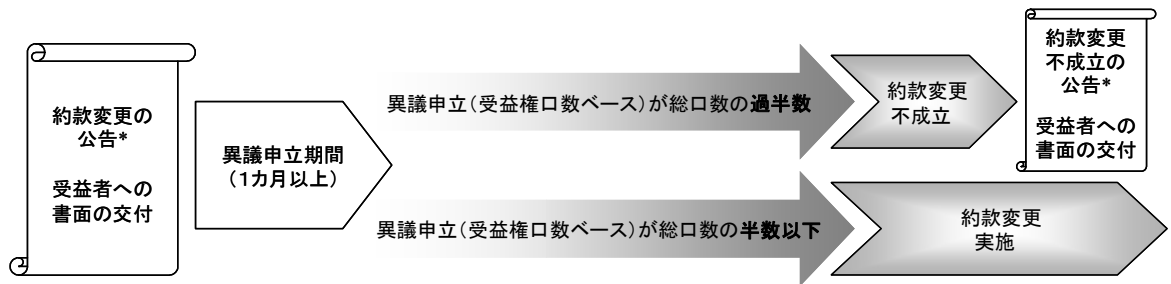
(ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

(ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。

(ヘ) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受

託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A. 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

B. やむを得ない事情が発生したとき

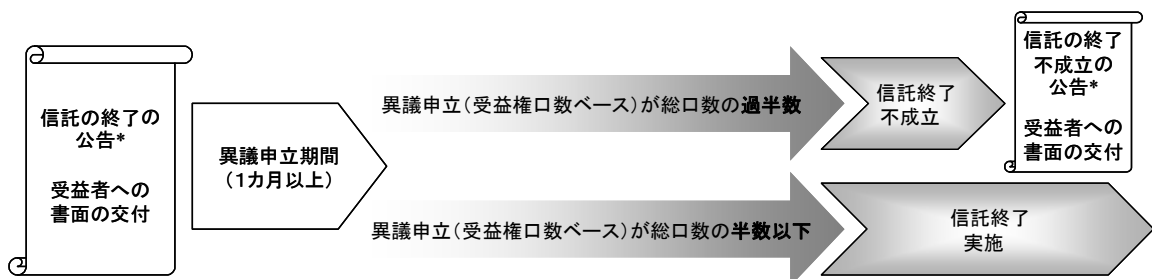
C. 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が10億口を下回ることとなったときやむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (ロ) (イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

- (ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
- B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
- C. 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更 (二)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

- (ニ) 前記「④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

- (イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年3月および9月の決算日終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム (EDINET) によって提出されており、同庁が提供するホームページ (<http://info.edinet-fsa.go.jp/>) にて閲覧することができます。

- (ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）について同内閣府令附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年3月17日から平成21年9月15日まで）及び当期（平成21年9月16日から平成22年3月15日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年11月6日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

岩部俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

亀井純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG レディース バランスファンドの平成21年3月17日から平成21年9月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・SG レディース バランスファンドの平成21年9月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成22年5月7日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人


指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

岩部 俊夫 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

亀井 純子 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG レディース バランスファンドの平成21年9月16日から平成22年3月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな・SG レディース バランスファンドの平成22年3月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・SG レディース バランスファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	期 別	前期 (平成21年9月15日現在)	当期 (平成22年3月15日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		104,679,263	88,623,407
親投資信託受益証券		10,013,751,024	8,469,565,446
未収入金		10,000,000	—
未収利息		143	121
流動資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974
資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		38,269,709	33,858,605
未払解約金		5,435,394	14,475,132
未払受託者報酬		684,244	547,563
未払委託者報酬		10,263,648	8,213,422
その他未払費用		2,454,475	3,189,219
流動負債合計		57,107,470	60,283,941
負債合計		57,107,470	60,283,941
純資産の部			
元本等			
元本		12,756,569,951	11,286,201,961
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△2,685,246,991	△2,788,296,928
(分配準備積立金)		635,901,443	476,892,045
元本等合計		10,071,322,960	8,497,905,033
純資産合計		10,071,322,960	8,497,905,033
負債純資産合計		10,128,430,430	8,558,188,974

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

科 目	期 別	前期	当期
		自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		17,303	15,596
有価証券売買等損益		531,077,614	△166,185,578
営業収益合計		531,094,917	△166,169,982
営業費用			
受託者報酬		4,361,530	3,883,661
委託者報酬		65,422,888	58,254,860
その他費用		2,454,475	3,189,219
営業費用合計		72,238,893	65,327,740
営業利益又は営業損失(△)		458,856,024	△231,497,722
経常利益又は経常損失(△)		458,856,024	△231,497,722
当期純利益又は当期純損失(△)		458,856,024	△231,497,722
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額(△)		2,111,805	△3,118,944
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△2,999,157,711	△2,685,246,991
剰余金増加額又は欠損金減少額		106,866,267	354,868,037
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		106,866,267	354,868,037
剰余金減少額又は欠損金増加額		16,325,129	13,490,569
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		16,325,129	13,490,569
分配金		233,374,637	216,048,627
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△2,685,246,991	△2,788,296,928

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	前 期	当 期
	自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基 準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの特定期間は前期末が休日 のため、平成21年3月17日から平成21年9 月15日までとなっております。	当ファンドの特定期間は平成21年9月 16日から平成22年3月15日までとなって おります。

(貸借対照表に関する注記)

前 期 (平成21年9月15日現在)	当 期 (平成22年3月15日現在)
1. 特定期間の末日における受益権の総数 12,756,569,951口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 11,286,201,961口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 2,685,246,991円	2. 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規 定する額 元本の欠損 2,788,296,928円
3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7895円 (10,000口当たり純資産額 7,895円)	3. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7529円 (10,000口当たり純資産額 7,529円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日			当期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日		
分配金の計算過程 (自 平成21年 3月17日 至 平成21年 4月15日) 当該期末における分配対象金額 841,723,864円 (1万口当たり640円)のうち、39,428,698円(1 万口当たり30円)を分配金額としております。			分配金の計算過程 (自 平成21年 9月16日 至 平成21年10月15日) 当該期末における分配対象金額 729,430,471円 (1万口当たり575円)のうち、38,029,973円(1 万口当たり30円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	48,209,681円	費用控除後の配当等 収益額	A	25,831,888円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	70,477,998円	収益調整金額	C	72,369,691円
分配準備積立金額	D	723,036,185円	分配準備積立金額	D	631,228,892円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	841,723,864円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	729,430,471円
当ファンドの期末残 存口数	F	13,142,899,604口	当ファンドの期末残 存口数	F	12,676,657,971口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	640円	1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	575円
1万口当たり分配金 額	H	30円	1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $/10,000$	39,428,698円	収益分配金金額	$I=F \times H$ $/10,000$	38,029,973円
(自 平成21年 4月16日 至 平成21年 5月15日) 当該期末における分配対象金額 817,185,835円 (1万口当たり624円)のうち、39,252,378円(1 万口当たり30円)を分配金額としております。			(自 平成21年10月16日 至 平成21年11月16日) 当該期末における分配対象金額 695,910,062円 (1万口当たり559円)のうち、37,303,364円(1 万口当たり30円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	18,468,804円	費用控除後の配当等 収益額	A	17,715,883円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,290,338円	収益調整金額	C	71,396,930円
分配準備積立金額	D	727,426,693円	分配準備積立金額	D	606,797,249円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	817,185,835円	当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	695,910,062円
当ファンドの期末残 存口数	F	13,084,126,216口	当ファンドの期末残 存口数	F	12,434,454,830口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	624円	1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	559円
1万口当たり分配金 額	H	30円	1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $/10,000$	39,252,378円	収益分配金金額	$I=F \times H$ $/10,000$	37,303,364円

(自 平成21年 5月16日 至 平成21年 6月15日)
 当該期末における分配対象金額 805,934,048円
 (1万口当たり618円)のうち、39,095,390円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	31,104,202円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,751,803円
分配準備積立金額	D	703,078,043円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	805,934,048円
当ファンドの期末残 存口数	F	13,031,796,752口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	618円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	39,095,390円

(自 平成21年 6月16日 至 平成21年 7月15日)
 当該期末における分配対象金額 781,678,577円
 (1万口当たり604円)のうち、38,781,076円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	21,000,257円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	71,647,204円
分配準備積立金額	D	689,031,116円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	781,678,577円
当ファンドの期末残 存口数	F	12,927,025,445口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	604円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	38,781,076円

(自 平成21年11月17日 至 平成21年12月15日)
 当該期末における分配対象金額 660,259,956円
 (1万口当たり542円)のうち、36,517,643円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	15,522,797円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	70,315,606円
分配準備積立金額	D	574,421,553円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	660,259,956円
当ファンドの期末残 存口数	F	12,172,547,826口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	542円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	36,517,643円

(自 平成21年12月16日 至 平成22年 1月15日)
 当該期末における分配対象金額 638,577,589円
 (1万口当たり536円)のうち、35,710,908円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	28,608,990円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	69,271,601円
分配準備積立金額	D	540,696,998円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	638,577,589円
当ファンドの期末残 存口数	F	11,903,636,301口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	536円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	35,710,908円

(自 平成21年 7月16日 至 平成21年 8月17日)
 当該期末における分配対象金額 770,394,862円
 (1万口当たり599円)のうち、38,547,386円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	31,963,867円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	72,052,317円
分配準備積立金額	D	666,378,678円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	770,394,862円
当ファンドの期末残 存口数	F	12,849,128,709口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	599円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	38,547,386円

(自 平成21年 8月18日 至 平成21年 9月15日)
 当該期末における分配対象金額 746,286,426円
 (1万口当たり585円)のうち、38,269,709円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	19,703,155円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	72,115,274円
分配準備積立金額	D	654,467,997円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	746,286,426円
当ファンドの期末残 存口数	F	12,756,569,951口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	585円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	38,269,709円

(自 平成22年 1月16日 至 平成22年 2月15日)
 当該期末における分配対象金額 599,441,570円
 (1万口当たり519円)のうち、34,628,134円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	14,851,577円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	67,511,916円
分配準備積立金額	D	517,078,077円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	599,441,570円
当ファンドの期末残 存口数	F	11,542,711,658口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	519円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	34,628,134円

(自 平成22年 2月16日 至 平成22年 3月15日)
 当該期末における分配対象金額 577,113,595円
 (1万口当たり511円)のうち、33,858,605円(1
 万口当たり30円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等 収益額	A	24,847,119円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価証 券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	66,362,945円
分配準備積立金額	D	485,903,531円
当ファンドの分配対 象収益額	$E=A+B$ $+C+D$	577,113,595円
当ファンドの期末残 存口数	F	11,286,201,961口
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F$ $\times 10,000$	511円
1万口当たり分配金 額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H$ $\div 10,000$	33,858,605円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期 (自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日)

該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

	前期 自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日	当期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
期首元本額	13,193,534,234円	12,756,569,951円
期中追加設定元本額	79,496,359円	58,661,758円
期中一部解約元本額	516,460,642円	1,529,029,748円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

	前期 自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日		当期 自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日	
種 類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の 損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託 受益証券	10,013,751,024	△91,872,161	8,469,565,446	180,851,591
合 計	10,013,751,024	△91,872,161	8,469,565,446	180,851,591

3. デリバティブ取引関係

前期 (自 平成21年3月17日 至 平成21年9月15日)

該当事項はありません。

当期 (自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年3月15日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
親投資信託 受益証券	S G レディース 国内株式 マザーファンド	2,306,459,814	2,106,028,456	
	S G 海外国債 マザーファンド	5,886,713,220	6,363,536,990	
小計	銘柄数：2		8,469,565,446	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合計			8,469,565,446	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考

SG レディース 国内株式 マザーファンド
SG 海外国債 マザーファンド

当ファンドは「SG レディース 国内株式 マザーファンド」及び「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成22年3月15日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		28,917,862
株式		2,034,126,000
未収入金		36,949,400
未収配当金		5,949,350
未収利息		39
流動資産合計		2,105,942,651
資産合計		2,105,942,651
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		—
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		2,306,459,814
剰余金		
欠損金		200,517,163
純資産合計		2,105,942,651
負債・純資産合計		2,105,942,651

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年3月15日現在)	
1. 期首	平成21年9月16日
期首元本額	2,688,061,556円
期首より平成22年3月15日までの期中追加設定元本額	一円
期首より平成22年3月15日までの期中一部解約元本額	381,601,742円
期末元本額	2,306,459,814円
期末元本額の内訳※	
りそな・SG レディース バランスファンド	2,306,459,814円
2. 元本の欠損の額	200,517,163円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	0.9131円
(10,000口当たり純資産額)	9,131円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成22年3月15日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
日本円	森永製菓	211,000	210.00	44,310,000	
	江崎グリコ	43,000	1,081.00	46,483,000	
	日本ハム	40,000	1,151.00	46,040,000	
	アサヒビール	26,100	1,774.00	46,301,400	
	キリンホールディングス	31,000	1,292.00	40,052,000	
	伊藤園	24,600	1,343.00	33,037,800	
	キッコーマン	36,000	1,076.00	38,736,000	
	キューピー	41,900	983.00	41,187,700	
	ハウス食品	27,900	1,326.00	36,995,400	
	カゴメ	23,500	1,628.00	38,258,000	
	グンゼ	98,000	334.00	32,732,000	
	東レ	79,000	504.00	39,816,000	
	ワコールホールディングス	37,000	1,147.00	42,439,000	
	旭化成	88,000	482.00	42,416,000	
	花王	17,500	2,292.00	40,110,000	
	富士フイルムホールディングス	14,800	3,060.00	45,288,000	
	資生堂	25,200	2,010.00	50,652,000	
	ライオン	89,000	455.00	40,495,000	
	小林製菓	10,400	3,765.00	39,156,000	
	ユニ・チャーム	5,000	8,740.00	43,700,000	
	ブリヂストン	24,600	1,543.00	37,957,800	
	ノリタケカンパニーリミテド	127,000	263.00	33,401,000	
	TOTO	66,000	611.00	40,326,000	
	東芝	86,000	432.00	37,152,000	
	パナソニック	29,100	1,332.00	38,761,200	
	シャープ	38,000	1,079.00	41,002,000	
	パナソニック電工	38,000	1,133.00	43,054,000	
	キヤノン	11,700	4,165.00	48,730,500	
	トヨタ自動車	10,700	3,505.00	37,503,500	
	アシックス	46,000	836.00	38,456,000	
	ヤマハ	35,800	1,168.00	41,814,400	
	任天堂	1,700	27,180.00	46,206,000	
	コクヨ	50,000	734.00	36,700,000	
	美津濃	100,000	406.00	40,600,000	
	ヤマトホールディングス	27,800	1,245.00	34,611,000	
	全日本空輸	154,000	273.00	42,042,000	
	フジ・メディア・ホールディングス	291	132,700.00	38,615,700	
	テレビ朝日	286	140,600.00	40,211,600	
	KDDI	74	477,000.00	35,298,000	
	東宝	27,100	1,492.00	40,433,200	
	東映	81,000	464.00	37,584,000	

通貨	銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
			単価	金額	
	サンリオ	51,800	790.00	40,922,000	
	ローソン	10,600	3,930.00	41,658,000	
	セブン&アイ・ホールディングス	19,300	2,048.00	39,526,400	
	ファミリーマート	14,800	2,867.00	42,431,600	
	ニトリ	5,750	7,110.00	40,882,500	
	ミニストップ	28,700	1,027.00	29,474,900	
	ファーストリテイリング	3,800	16,570.00	62,966,000	
	イオンモール	19,700	1,742.00	34,317,400	
	オリエンタルランド	6,700	6,460.00	43,282,000	
小計	銘柄数：50			2,034,126,000	
	組入時価比率：96.6%			100%	
合計				2,034,126,000	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2「SG 海外国債 マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

科 目	対象年月日	(平成22年3月15日現在)
		金 額
資産の部		
流動資産		
預金		84,609,141
コール・ローン		1,061,644
国債証券		7,919,670,347
未収利息		98,177,414
前払費用		11,243,667
流動資産合計		8,114,762,213
資産合計		8,114,762,213
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		—
負債合計		—
純資産の部		
元本等		
元本		
元本		7,506,766,086
剰余金		
剰余金		607,996,127
純資産合計		8,114,762,213
負債・純資産合計		8,114,762,213

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別	自 平成21年9月16日 至 平成22年3月15日
1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準
3. 費用・収益の計上基準	約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

(平成22年3月15日現在)	
1. 期首	平成21年9月16日
期首元本額	8,621,799,396円
期首より平成22年3月15日までの期中追加設定元本額	38,863,071円
期首より平成22年3月15日までの期中一部解約元本額	1,153,896,381円
期末元本額	7,506,766,086円
期末元本額の内訳※	
りそな・SG レディース バランスファンド	5,886,713,220円
SG 海外国債インカムファンドF (適格機関投資家専用)	596,132,668円
SG ウーマノミクス・バランス株式30 (毎月分配型)	748,615,455円
SG ウーマノミクス・バランス株式70 (積極成長型)	236,666,155円
SG 海外国債インカムファンドVA (適格機関投資家専用)	38,638,588円
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0810円
(10,000口当たり純資産額)	10,810円)

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成22年3月15日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B 4.0%	1,200,000.00	1,286,062.50	
		US TREASURY N/B 4.25%	1,590,000.00	1,641,675.00	
		US TREASURY N/B 4.25%	1,330,000.00	1,444,089.06	
		US TREASURY N/B 4.25%	3,120,000.00	3,392,512.50	
		US TREASURY N/B 4.25%	600,000.00	653,531.25	
		US TREASURY N/B 4.5%	400,000.00	391,625.00	
		US TREASURY N/B 4.625%	1,270,000.00	1,349,275.78	
		US TREASURY N/B 4.75%	3,230,000.00	3,582,271.87	
		US TREASURY N/B 4.875%	1,890,000.00	2,032,635.93	
		US TREASURY N/B 4.875%	3,930,000.00	4,263,742.98	
		US TREASURY N/B 4.875%	2,160,000.00	2,409,075.00	
		US TREASURY N/B 5.0%	2,530,000.00	2,699,984.37	
		US TREASURY N/B 5.125%	1,540,000.00	1,630,595.32	
		US TREASURY N/B 5.125%	2,850,000.00	3,219,164.06	
		US TREASURY N/B 5.75%	1,840,000.00	1,883,125.00	
		US TREASURY N/B 6.125%	680,000.00	822,268.75	
		US TREASURY N/B 6.875%	1,210,000.00	1,560,143.75	
		US TREASURY N/B 8.0%	300,000.00	413,015.62	
		US TREASURY N/B 8.75%	2,540,000.00	3,457,971.87	
		US TREASURY N/B 8.875%	580,000.00	797,862.50	
		US TREASURY N/B 8.875%	1,070,000.00	1,506,192.18	
	小計	銘柄数：21	35,860,000.00	40,436,820.29	
		組入時価比率：45.2%	46.4%	(3,671,663,282)	
国債証券	カナダドル	CANADA-GOVERNMENT4.5%	700,000.00	756,728.00	
		CANADA-GOVERNMENT5.0%	270,000.00	295,720.20	
		CANADA-GOVERNMENT5.25%	60,000.00	64,571.40	
		CANADA-GOVERNMENT5.25%	590,000.00	644,527.80	
		CANADA-GOVERNMENT5.75%	30,000.00	36,543.60	
		CANADA-GOVERNMENT5.75%	510,000.00	632,292.90	
		CANADA-GOVERNMENT6.0%	130,000.00	137,879.30	
		CANADA-GOVERNMENT8.0%	400,000.00	594,280.00	
		CANADA-GOVERNMENT9.0%	60,000.00	93,844.20	
	小計	銘柄数：9	2,750,000.00	3,256,387.40	
		組入時価比率：3.6%	3.7%	(290,860,522)	
国債証券	ユーロ	BUNDES OBLIGATION 4.0%	990,000.00	1,069,200.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.25%	550,000.00	600,160.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.25%	930,000.00	1,014,165.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.5%	810,000.00	879,093.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH4.75%	870,000.00	994,410.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.0%	1,250,000.00	1,339,812.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.0%	230,000.00	249,814.50	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH5.5%	780,000.00	951,132.00	
		BUNDESREPUB. DEUTSCH6.0%	1,140,000.00	1,373,358.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.0%	1,190,000.00	1,268,111.60	
		BUONI POLIENNALI DEL5.0%	180,000.00	186,660.00	
		BUONI POLIENNALI DEL6.0%	1,180,000.00	1,382,606.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		BUONI POLIENNALI DEL9.0%	260,000.00	383,760.00	
		BUONI POLIENNALI DEL4.25%	1,260,000.00	1,347,318.00	
		BUONI POLIENNALI DEL4.25%	100,000.00	107,260.00	
		BUONI POLIENNALI DEL4.5%	160,000.00	169,792.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.25%	200,000.00	211,138.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.25%	2,090,000.00	2,368,388.00	
		BUONI POLIENNALI DEL5.5%	570,000.00	587,179.80	
		BUONI POLIENNALI DEL5.75%	210,000.00	238,875.00	
		BUONI POLIENNALI DEL6.5%	830,000.00	1,016,418.00	
		FRANCE (GOVT OF)	180,000.00	224,712.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 4.0%	1,150,000.00	1,237,170.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 4.0%	410,000.00	440,996.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 4.25%	540,000.00	579,906.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 4.75%	220,000.00	242,022.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 5.0%	1,780,000.00	2,011,400.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 5.0%	510,000.00	543,099.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 5.75%	1,330,000.00	1,657,047.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 6.5%	460,000.00	489,118.00	
		FRANCE GOVT O. A. T 8.5%	650,000.00	774,150.00	
	小計	銘柄数：31	23,010,000.00	25,938,271.40	
		組入時価比率：39.9%	40.9%	(3,239,949,480)	
国債証券	英ポンド	UK TREASURY 4.25%	240,000.00	225,864.00	
		UK TREASURY 4.75%	100,000.00	101,390.00	
		UK TREASURY 4.75%	1,080,000.00	1,099,764.00	
		UK TREASURY 5.25%	1,710,000.00	1,853,571.60	
		UK TREASURY 6.0%	880,000.00	1,038,664.00	
		UK TREASURY 6.25%	90,000.00	93,519.00	
		UK TREASURY 8.0%	590,000.00	792,606.00	
	小計	銘柄数：7	4,690,000.00	5,205,378.60	
		組入時価比率：8.8%	9.0%	(717,197,063)	
	合計			7,919,670,347	
				(7,919,670,347)	

- (注) 1. 通貨種類毎の小計欄の () 内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の () 内は、外貨建時価証券に係るもので、内書であります。
3. 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

りそな・SG レディース バランスファンド 現況

純資産額計算書 (平成22年4月末日現在)

	円
I 資産総額	8,403,625,688
II 負債総額	49,051,325
III 純資産総額 (I - II)	8,354,574,363
IV 発行済数量 (口)	10,752,144,060
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たりの純資産額)	0.7770 (7,770)

<参考> SG 海外国債 マザーファンド 現況

純資産額計算書 (平成22年4月末日現在)

	円
I 資産総額	8,174,659,495
II 負債総額	156,412,640
III 純資産総額 (I - II)	8,018,246,855
IV 発行済数量 (口)	7,213,148,833
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たりの純資産額)	1.1116 (11,116)

<参考> SG レディース 国内株式 マザーファンド 現況

純資産額計算書 (平成22年4月末日現在)

	円
I 資産総額	2,071,089,621
II 負債総額	23,000,000
III 純資産総額 (I - II)	2,048,089,621
IV 発行済数量 (口)	2,099,909,372
V 1口当たり純資産額 (III / IV) (1万口当たりの純資産額)	0.9753 (9,753)

第5 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1 特定期間 （平成17年 3月18日～平成17年 9月15日）	11,064,193,517	673,083,360
第2 特定期間 （平成17年 9月16日～平成18年 3月15日）	6,338,244,079	1,468,525,520
第3 特定期間 （平成18年 3月16日～平成18年 9月15日）	3,012,067,358	985,468,395
第4 特定期間 （平成18年 9月16日～平成19年 3月15日）	1,883,874,491	2,458,086,942
第5 特定期間 （平成19年 3月16日～平成19年 9月18日）	582,060,121	1,492,895,323
第6 特定期間 （平成19年 9月19日～平成20年 3月17日）	214,455,040	1,030,820,365
第7 特定期間 （平成20年 3月18日～平成20年 9月16日）	84,253,251	1,166,702,190
第8 特定期間 （平成20年 9月17日～平成21年 3月16日）	92,337,775	802,369,303
第9 特定期間 （平成21年 3月17日～平成21年 9月15日）	79,496,359	516,460,642
第10特定期間 （平成21年 9月16日～平成22年 3月15日）	58,661,758	1,529,029,748

（注1） 本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2） 第1 特定期間における設定数量（口）は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



アムンディ・リそなレディース・バランスファンド

【愛称】 「ラブ・ミー！」

Love Me!

追加型投信/内外/資産複合



アムンデイ・リそなレディース・バランスファンド

[名称] 「ラブ・ミー！」

Love Me!

追加型投信/内外/資産複合